

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編 I ～

(庁舎管理、上下水道、環境部局等による普及促進
の取組み)

令和 4 年 3 月

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成することとした。具体的には、以下の(1)、(2)の取組みを調査しとりまとめた。

- (1) 地方自治体の各業務における産業廃棄物の適正処理の取組事例(庁舎管理部門、上下水道部門)
- (2) 電子マニフェスト普及促進の取組事例

- ① 庁舎管理部門、上下水道部門における電子マニフェストの使用に関する取組み
- ② 公共工事における電子マニフェスト普及の取組み
- ③ 環境部局等における事業者等への電子マニフェスト普及の取組み

本事例集は、「業種別事例集作成委員会」(巻末委員名簿参照)における検討結果を基にとりまとめたものであり、第1章「産業廃棄物の適正処理の取組事例」、第2章「電子マニフェスト普及促進の取組事例」、第3章「産業廃棄物の適正処理の取組みの各段階におけるポイント」、第4章「参考資料リンク集」の構成となっている。第1章では、「自治体庁舎管理に係る産業廃棄物適正処理事例」と「上下水道事業に係る産業廃棄物適正処理事例」を掲載した。第2章では、「公共工事における電子マニフェスト普及の取組事例」と「環境部局等における事業者等への電子マニフェスト普及の取組事例」を掲載した。第3章では、第1章を踏まえ、産業廃棄物の委託処理のステップ順に、委託先処理業者の選定から産業廃棄物の処理までの一連の流れに沿って事例をとりまとめたほか、電子マニフェストの運用方法、その他適正処理の取組みに関する事例を掲載した。

公務から排出される産業廃棄物の排出事業者において、本事例集を参考に、産業廃棄物の適正処理により一層、努めていただきたくとともに、電子マニフェストの普及にご尽力いただきたい。

令和4年3月
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

【目次】

第1章 産業廃棄物の適正処理の取組事例	1
第1編 自治体庁舎管理に係る産業廃棄物適正処理事例	2
事例1 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課、環境保健センター	2
事例2 豊田市	7
第2編 上下水道事業に係る産業廃棄物適正処理事例	17
事例3 埼玉県 企業局 水道管理課	17
事例4 関市 凈化センター	21
事例5 千葉県 江戸川下水道事務所	26
第2章 電子マニフェスト普及促進の取組事例	31
第1編 公共工事における電子マニフェスト普及の取組事例	32
事例6 大阪市 環境局	32
事例7 静岡県 交通基盤部	37
第2編 環境部局等における事業者等への電子マニフェスト普及の取組事例	42
事例8 あおもり循環型社会推進協議会	42
事例9 東京都 環境局	49
事例10 三重県 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課	54
第3章 産業廃棄物の適正処理の取組みの各段階におけるポイント	61
1. 委託先処理業者に関する情報収集	61
2. 入札参加資格の検討、見積り徴収	62
3. 一般競争入札、随意契約	63
4. 委託先処理業者との委託契約の締結	63
5. 産業廃棄物の引渡し時の手順	63
6. 電子マニフェストの利用	63
7. その他適正処理の取組み	64
第4章 参考資料リンク集	65
業種別事例集作成委員会 委員名簿	67

第1章 産業廃棄物の適正処理の取組事例

産業廃棄物の適正処理及び電子マニフェストの活用に取り組む5自治体の事例を紹介する。

第1編 自治体庁舎管理に係る産業廃棄物適正処理事例

事例1 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課、環境保健センター

事例2 豊田市

第2編 上下水道事業に係る産業廃棄物適正処理事例

事例3 埼玉県 企業局 水道管理課

事例4 関市 清化センター

事例5 千葉県 江戸川下水道事務所

第1編 自治体庁舎管理に係る産業廃棄物適正処理事例

事例1 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課、環境保健センター

岡山県は平成19年12月に電子マニフェストを導入し、県が産業廃棄物の処理を委託する際には、電子マニフェストを利用するなどを「岡山県グリーン調達ガイドライン」で規定した。

本事例は、岡山県環境文化部循環型社会推進課（以下「循環型社会推進課」という。）を中心となって実施している県全体における電子マニフェストの導入促進の取組みや、岡山県環境保健センター（以下「環境保健センター」という。）における産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト利用に関する取組みを示している。

【以下、県全体の廃棄物処理法の遵守及び電子マニフェスト普及に関する取組みを示す。】

1. 廃棄物処理法の遵守に関する取組み

- ・岡山県では、環境マネジメントシステムに係る事務担当職員を対象とした研修会を毎年実施しており、その中で廃棄物処理法の概要をはじめ、委託契約書やマニフェストの取扱い及び委託先の実地確認の努力義務など、排出事業者としての留意事項を周知し、法の遵守に努めている。
- ・循環型社会推進課等、廃棄物担当課は、立入検査などを通じて処理業者の情報を多く把握していることから、排出部署からの処理業者に関する問い合わせや廃棄物処理法に関する各種相談に隨時対応し、必要な情報を提供している。

2. 電子マニフェストの導入に関する取組み

(1) 岡山県グリーン調達ガイドラインの概要

- ・県の環境物品等の調達の推進に関する方針として「岡山県グリーン調達ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定めている。ガイドラインでは、「産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票に代えて電子マニフェストを利用すること」、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理に係る委託契約書については、その仕様書に「電子マニフェストを利用すること。」を明記すること」を規定している。
- ・ガイドラインでは、産業廃棄物の処理委託先選定において再生利用が可能な処理業者へ委託するよう努めることについても規定している。

(2) 電子マニフェスト導入の経緯

- ・岡山県では、平成19年度に、法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの利用に率先して取り組むことや、産業廃棄物管理票交付等状況報告書による事務の回避等の事務負担軽減を目的として、県が産業廃棄物を処理委託する場合は電子マニフェストを利用する取組みを開始し、平成20年1月1日以降に産業廃棄物を処理委託するものに全面適用した。また、平

成 20 年 1 月 1 日以前に契約済みの処理業者であっても、処理業者・県双方の電子マニフェスト利用環境が整った場合には、直ちに電子マニフェストの利用を開始した。

- ・電子マニフェスト導入にあたり、県、(一社)岡山県産業廃棄物協会、JW センターの共催により、各課所の担当者を対象とした説明会を開催した。説明会では電子マニフェストを導入する目的や電子マニフェストの仕組み、システムの操作方法等について説明を行い、電子マニフェストの導入の準備を整えた。



写真 1 説明会の様子

- ・循環型社会推進課では平成 19 年 12 月に県内の産業廃棄物処理業者に対して電子マニフェストの導入に関する事務連絡を行い、県が排出する産業廃棄物の処理を受託する場合は、電子マニフェストシステムに加入するよう依頼した。

(3) 電子マニフェストの運用方法

- ・県の全部署における電子マニフェストの加入手続き、ID 管理は、基本的に循環型社会推進課が一括して行っている。県の全部署に関する電子マニフェストの加入数は 14(A 料金 1 加入、B 料金 13 加入) であり、電子マニフェスト登録件数に応じて循環型社会推進課が各課所にサブ ID を割り振っている。
- ・電子マニフェストの基本料、使用料は循環型社会推進課が負担し、委託処理費は各課所が負担している。
- ・電子マニフェストは、原則、産業廃棄物を引き渡した日に登録を行う。
- ・各課所で処理業者と委託契約を結ぶ際には、「電子マニフェストの利用」を明記することとしている。

(4) 電子マニフェスト導入の課題

- ・県が電子マニフェストを導入するには、排出事業者と収集運搬業者、処分業者の 3 者が加入する必要があることから、各委託処理業者への周知と理解を得ることに時間を要した。
- ・過去に、電子マニフェストのシステム障害により、やむを得ず、紙マニフェストを使用した事例がある。

(5) 電子マニフェスト導入の効果

- 令和2年度に県が産業廃棄物を処理委託した際のマニフェスト利用件数として、循環型社会推進課が管理・把握している件数は711件で、電子マニフェスト利用率は100%であった。
（「令和2年度グリーン調達ガイドラインに基づく特定調達品目の調達実績について」（循環型社会推進課）に基づく）

【以下、環境保健センターにおける取組みを示す。】

1. 概要

庁舎所在地	岡山市南区内尾 739-1
施設名	岡山県環境保健センター
業務等	環境保全および保健衛生に関する総合的な試験研究機関で、各種試験検査、調査研究、監視測定、情報収集・解析、研修指導などに併せて、環境学習の拠点の一つとして環境学習事業を行う。

※ 概要是環境保健センターのもの。

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量（令和2年度実績）

産業廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出量	42.3 t	1.3 t
排出する主な 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（27.3 t）、汚泥（3.4 t）、廃酸（2.6 t）、ガラスくず（9.0 t）	廃油（0.5 t）、廃酸（0.4 t）、感染性廃棄物（0.4 t）
排出する主な 事業系一般廃棄物	可燃ごみ（3.9 t）	

※ 実績等の数値は環境保健センターのもの（令和2年度実績）。

○ 主な発生物の処理方法

- 環境保健センターが排出する廃プラスチック類は、すべて産業廃棄物処理業者に委託処理して、固形燃料（RPF）に再生している。

○ リサイクル率（令和2年度実績）：約60%（環境保健センターにおける実績）

※ リサイクル率は、産業廃棄物の排出量の合計を分母として算出している。

※ リサイクルにはサーマルリサイクルを含んでいない。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・環境保健センターでは産業廃棄物処理委託契約は委託額の区分から随意契約を行っている。

(2) 処理業者の情報収集

- ・環境保健センターでは、処理業者に関する情報は、環境部局への確認や、入札参加資格登録の情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・環境保健センターでは、許可期限、許可品目、処理能力、電子マニフェストに加入しているか、リサイクルが可能であるか等を確認している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・環境保健センターの委託先処理業者数は、収集運搬業者が2社、中間処理業者が4社、収集運搬・処分を兼務する業者が1社である。(委託先の業者は一部、収集運搬業者と中間処理業者が重複している。)
- ・環境保健センターの担当者が廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、また、法定記載事項以外で必要な項目を追加し、契約書を作成している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・環境保健センターでは、収集運搬業者とは委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡し方法、積込み手順について事前に打合せを実施している。

5. 環境保健センターにおける電子マニフェスト運用状況

- ・循環型社会推進課が県の課所の担当者を対象とした電子マニフェスト導入のための説明会の開催や県内の処理業者への事務連絡を行う等、電子マニフェストの導入の準備を整えたため、環境保健センターでは電子マニフェストの導入にあたり苦労はなかった。
- ・環境保健センターでは、3名の引渡担当者が年におおよそ35件の電子マニフェストを登録している。
- ・環境保健センターでは、電子マニフェストの情報を収集運搬業者、処分業者への処理費用委託料の支払い等の経理業務に活用している。

取組みのまとめ

- ・ 県の環境物品等の調達の推進に関する方針としてガイドラインを定めている。ガイドラインでは、「産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票に代えて電子マニフェストを利用すること（委託料以外の支出科目で処理の対価を支払う場合を含む。）」、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理に係る委託契約書については、その仕様書に「電子マニフェストを利用すること。」を明記すること」を規定している。また、ガイドラインでは、産業廃棄物の処理委託先選定において再生利用が可能な処理業者へ委託するよう努めることについても規定している。
- ・ 岡山県では、平成19年度に、法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの利用に率先して取り組むことや、産業廃棄物管理票交付等状況報告書による事務の回避等の事務負担軽減を目的として、県が産業廃棄物を処理委託する場合は電子マニフェストを利用する取組みを開始し、平成20年1月1日以降に産業廃棄物を処理委託するものに全面適用した。
- ・ 電子マニフェスト導入にあたり、県、（一社）岡山県産業廃棄物協会、JWセンターの共催により、各課所の担当者を対象とした説明会を開催した。説明会では電子マニフェストを導入する目的や電子マニフェストの仕組み、システムの操作方法等について説明を行い、電子マニフェストの導入の準備を整えた。
- ・ 循環型社会推進課は平成19年12月に県内の産業廃棄物処理業者に対して電子マニフェストの導入に関する事務連絡を行い、県が排出する産業廃棄物の処理を受託する場合は、電子マニフェストに加入するよう依頼した。
- ・ 県の全部署における電子マニフェストの加入手続き、ID管理は、基本的に循環型社会推進課が一括して行っている。
- ・ 令和2年度に県が産業廃棄物を処理委託した際の電子マニフェスト利用件数として、循環型社会推進課が管理・把握している件数は711件で、電子マニフェスト利用率は100%であった。
- ・ 環境保健センターでは、処理業者に関する情報は、環境部局への確認や、入札参加資格登録の情報を確認している。
- ・ 環境保健センターでは、収集運搬業者とは委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡し方法、積込み手順について事前に打合せを実施している。
- ・ 循環型社会推進課が県の課所の担当者を対象とした電子マニフェスト導入のための説明会の開催や県内の処理業者への事務連絡を行う等、電子マニフェストの導入の準備を整えたため、環境保健センターでは電子マニフェストの導入にあたり苦労はなかった。

事例 2 豊田市

豊田市は平成 20 年 4 月に電子マニフェストを導入し、市の全部署で排出する産業廃棄物のマニフェストはすべて電子マニフェストを使用している。令和 2 年度の電子マニフェスト登録件数は全国の自治体の中で最も多い。

1. 概要

庁舎所在地	愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
主な施設	豊田市役所本庁舎（南庁舎、東庁舎、西庁舎、環境センター、衛生試験所）

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量（令和 2 年度実績）

産業廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出量	13.8 t	0 t
排出する主な 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (5.4 t)、安定型混合 廃棄物 (4.8 t)、金属くず (3.1 t)、ガ ラスくず (0.2 t)	
排出する主な 事業系一般廃棄物	可燃ごみ (19 t)	

※ 可燃ごみの内訳は、花き、給湯室等で発生するお茶殻・コーヒーかす、トイレの紙ごみ等。

※ 実績等の数値は本庁舎のもの（令和 2 年度実績）。

○ 主な発生物の処理方法

- ・ 廃プラスチック類、安定型混合物、金属くずは選別した後、リサイクルされるか、もしくは埋立等で処理されている。
- ・ 古紙（約 40 t（令和 2 年度実績））は分類一覧表（図 1）に従って、OA 紙、新聞、雑誌、ダンボール、雑紙、シュレッダー紙に分別しており、回収されたものは、リサイクル業者に有価物として売却されている。



写真 2 古紙の分別の様子

ごみの分類一覧表《本庁》

令和3年4月

※ 本庁舎内のごみ処理は、業務用が対象です。私的なごみは持ち帰ってください。

※「ごみステーションに搬出できるもの」については、搬出できる日時及び場所が指定されています。

※「ごみステーションに搬出できないもの」は、別ルールで運用していますので、それぞれの所管課に相談してください。

※ 破袋防止と減容のため、ビニール袋の口を縛る前に袋の空気を抜いてください。

※ ビニール袋には必ず課名又は課コードをマジックで記入してください。

◆ ごみステーションに搬出できるもの【火・木の16:45～17:15(休日の場合は搬出不可)】

赤字部分に注意

区分	種類	備考	排出方法	排出先
紙資源	OA紙 (白色)	コピー用普通紙、書類用紙、印刷室用の白紙、コンピュータ出力紙(連続帳票)、以上とのを利用してした使用済みメモ用紙 ●紙の大きさは「名刺」以上が目安	・ホッチキス、紐は外す。 ・クリップ、付箋、ラベルは、はがすこと。 ・無塗工紙に限る。 ※ 色上質紙、付箋、ラベル、塗工紙、シール、のり付き用紙(部分) は 【雑紙】	ごみステーション 【西庁舎】 ごみステーション 【南庁舎】
	新聞	新聞	※折込広告は、 【雑紙】	
	雑誌	雑誌、書籍、報告書、ノート、予算・決算書、カタログ、パンフレット、絵本など		
	ダンボール	ダンボール	・ガムテープ等は、はがすこと。	
	雑紙	ポスター、広告、 色上質紙 、厚紙、菓子箱(つぶし)て、封筒、ティッシュの箱、カレンダー、シールのり付き紙、紙袋、カラーコピー、カラーブリント、ファイル表紙、ロール紙の芯、名刺、汚れた【OA紙】(油類の付着は厳禁)、「共済だより」「健保だより」「組合速報」、コピー用紙の包装紙、ノーカーボン紙など ●紙の大きさは「名刺」以上が目安	・ガムテープ等は、はがすこと。 ・のりがついていても可。 ・フィルム類、ひも類、金属、樹脂類、粘着テープ類等の紙以外のものを除去し、混入を防ぐこと。 ※窓空き封筒は分別し、窓のフィルムは 【廃プラスチック】 、残りの封筒は 【雑紙】 として出すこと。 ※シール台紙のようにツルツルした紙は再生できないため 【生ごみ等】	
一般廃棄物	シュレッダー紙 OA紙(小) 雑紙(小) 名刺サイズ以下	シュレッダーにかけた【OA紙】 シュレッダーにかけた【雑紙】 袋(封筒を含む。)に入れた【雑紙】 連続用紙・帳票のキットリミット付箋、インデックスなど	※ビニール袋は破れないように空気を抜く。	ビニール袋に入るか、ひもでしばる 雑紙(小)は使用済み封筒等に入れる。 ごみステーション 【南庁舎】 ごみステーション 【西庁舎】
	生ごみ等	生ごみ、茶殻など 資源化できない紙など (ラミネート加工紙・包装紙、紙コップなどのワッフルス加工品、油紙、写真、感熱紙、裏カーボン紙、粘着テープ類、青焼コピー紙など)	・生ごみは水をよく切る。 ・ ミニネート加工 してあるもの。	ビニール袋に入る ごみステーション 【西庁舎】 ごみステーション 【南庁舎】
産業廃棄物	廃プラスチック類	ポリ袋、ラップ、ゴム、長靴、ストロー、プラスチック製容器、OHPシート、など軟らかいプラスチック ※化学繊維布は要相談 硬いプラスチック 発泡スチロール	・家庭で燃やすごみとして出す、生ごみ、紙、木以外のほとんどのものが該当する。 ・金属、ガラス等は取り外す。	ビニール袋に入る
	ガラス・陶磁器類	陶磁器類、割れたびん、農薬びん、板ガラスなど	・割れたガラスは危険のないように。	ビニール袋に入れ 「ガラス」と記入
	金属類	なべ・やかん類、針金類、缶詰、お菓子の缶	・スプレー缶、カセットボンベは、必ず穴を開ける。	ビニール袋に入れ 「金属」と記入
	混合物	プラスチック、ガラス、金属等の混合	ホッチキス、マジック、はさみ、電卓、ランカセ 電球、マグネットシートなど。蛍光灯は財産管理課へ相談。	ビニール袋に入れ 「混合物と記入」
	飲食用びん	ドリンクびん、サラダ油びん、ジャムびん、飲料のびんなど	・キャップ(廃プラスチック)を除去し、中をすすぐこと。 ・私的なごみは、出さない。	ビニール袋に入れ
	飲料缶	飲料用のアルミ缶、スチール缶	・ペットボトルは中をすすぎ、ラベルは取らなくてもよい。	ビニール袋に入れ
	ペットボトル	飲料用、醤油用などのもの	・キャップ(は、種類によって【廃プラスチック類】か【金属ごみ】へ)。	ビニール袋に入れ
	乾電池	乾電池、ボタン電池など	・使い切りの電池のみ(充電できない電池) ・ボタ・電池はテープ等で絶縁してください。 ※充電式電池は販売店等へ相談してください。	ビニール袋に入れ

◆ ごみステーションに搬出できないもの

大型の産業廃棄物、蛍光灯など	・キャビネット、ランプ、イス類など大型の産業廃棄物は、大型廃棄物回収日(年2回)に所定の場所に搬出してください。 ・その他、分解不可能なプラスチック・金属等の混合物及び蛍光灯などは、 <財産管理課> と協議すること。
磁気記録媒体等	・FD(フロッピーディスク)、テープ(データビデオ・音楽用)、CD(コンパクトディスク)などは、 <情報システム課> に相談すること。
カートリッジ類	・プリンタのカートリッジ等で、メーカー等が回収しているものは、廃棄せずく(総務課、購入先等)に相談すること。
特別管理産業廃棄物	・体温計(水銀入)、感染性廃棄物などは、 <各担当課> で処理すること。

図1 廃棄物の分類一覧表

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・毎年度一般競争入札により委託業者を決定し、契約している。

(2) 処理業者の情報収集

- ・処理業者の情報については、環境部局への確認や、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、または「優良さんぱいナビ」を確認することにより収集している。
- ・昨年度と違う処理業者の場合は、当該業者と取引実績のある市役所内の別の部署より、情報収集を行う場合がある。

(3) 選定方法・選定基準

- ・許可期限、許可品目、処理能力、優良産廃処理業者かどうか、電子マニフェストに加入しているか等を確認している。
- ・産業廃棄物処理業務委託標準仕様書で「リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分すること」と記載することとしており、リサイクルが可能であることを処理業者の選定条件としている。(図2)

(4) 実地確認の実施概要

○ 実施する職員数：1名／回

○ 実施頻度：1～2回／年

- ・処理業者との委託契約の前後で年に2回、実地確認を行う機会を設けている。
- ・委託契約前の実地確認は、他の排出部署が実施した実地確認の結果や、廃棄物対策課が行った立入検査の結果を聴取することにより、事前確認の実施に代えている。
- ・委託契約後の実地確認は、優良産廃処理業者ではない場合は、各排出部署が実地確認を実施している。優良産廃処理業者の場合は、優良産廃処理業者であることが維持されていることが確認できれば、委託契約後の実地確認を免除している。
- ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、「優良さんぱいナビ」により優良産廃処理業者であることが維持されていることを確認している。

○ 所要時間：2時間程度／回

○ 実地確認の対象

- ・実地確認は原則として中間処理業者を対象としている。収集運搬業者に対しては、廃棄物を引き渡す際や、事前打合せ時、処分業者への実地確認時に、収集運搬に係る状況を確認している。
- ・原則として積替保管施設を経由する収集運搬の委託は行わないこととしているが、やむを得ず、積替保管施設を経由する収集運搬を委託する場合には、積替保管施設に訪問して実地確認を行うこととしている。

2 産業廃棄物の運搬先は次のとおりとする。また、運搬先の変更等が必要な場合は、乙は事前に変更内容を記した書面を甲に提出し、甲乙協議の上、決定することとする。

種類		運搬先	処分方法
産業廃棄物	1 廃プラスチック類	産業廃棄物処分業者	
	2 ガラスくず等		
	3 金属くず		
	4 混合物①②③④		
特別管理	5 引火性廃油	特別管理	
産業廃棄物	6 感染性産業廃棄物	産業廃棄物処分業者	
一般廃棄物	7 事業系一般廃棄物	○○○○○	○○

なお、処分業者の名称、所在地等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく委託契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。

※運搬のみ委託する場合は、運搬先の欄へ処分業者名を具体的に記載し、「なお、処分業者の名称、所在地等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく委託契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。」の文章は削除してください。

※水銀廃棄物のうち、温度計等の水銀回収が義務付けられている廃棄物の場合は、
「また、水銀の回収が義務付けられている水銀廃棄物は、水銀の回収を行うこと。」の文章を追加してください。
(蛍光灯、ボタン電池は水銀回収の義務はありません。)

※一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物の列の「運搬先」の欄に運搬先となる事業者名又は施設名を、
「処分方法」の欄に処分方法を記入してください。

※産業廃棄物のみ処理を委託する場合は、「処分方法」の列を削除してください。

3 産業廃棄物の収集運搬回数については、次のとおりとする。

種類		回数	収集日程
産業廃棄物	1 廃プラスチック類	月に○回	甲、乙協議の上決定することとし、乙は、本契約締結後1週間以内に、甲に文書にて報告すること。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの間については除くものとする。
	2 ガラスくず等		
	3 金属くず		
	4 混合物①②③④		
特別管理	5 引火性廃油	週に○回	
産業廃棄物	6 感染性産業廃棄物		
一般廃棄物	7 事業系一般廃棄物	週に○回	

※頻度については、委託しようとする内容に合わせてください。(表形式又は記述形式)

3 産業廃棄物の収集運搬は、○か月に○回(○週間に○回など)以上定期的に実施するものとする。なお、乙は、収集日程について、甲、乙協議の上決定することとし、契約締結後、1週間以内に甲に文書にて報告すること。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの間については行わないものとする。

図2 産業廃棄物処理業務委託標準仕様書の記載例の抜粋

(5) 実地確認の実施状況

- ・独自のチェックリストである廃棄物処理委託先チェックシート（図3、4、以下「チェックシート」という）を廃棄物対策課が作成し、すべての部署により実地確認の際に、各排出部署が同リストを用いた実地確認を実施している。
- ・実地確認では、処理工程、産業廃棄物の保管状況、特に廃棄物が過剰に保管されていないか、処理基準に沿って処理されているかどうかを確認している。また、近隣住民から苦情がないか、廃棄物処理法で規定する掲示板が設置されているか等、チェックシートの項目に沿った内容を確認している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・令和2年度の本庁舎の委託先処理業者数は、中間処理業者が2社、収集運搬・処分を兼務する業者が1社である。
- ・委託契約外の品目の廃棄物が発生した場合は、排出した課が個別に委託契約を結ぶ。
- ・排出部署の担当者が廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、また、法定記載事項以外で必要な項目を追加し、契約書を作成している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・収集運搬業者とは委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡しの際の流れ（到着時に最初に連絡が必要な部署や担当者名・連絡先、廃棄物の排出場所）について事前に打合せを実施している。また、廃棄物の引取り時に、定期的に、収集運搬業者の担当者と打合せを行い、回収日の調整や、各排出部署による分別が的確に行われているか等の状況を確認している。

■チェックシートは委託契約書と一緒に5年間保存してください。■

廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬）

収集運搬業者名	積替え・保管の有無
	優良認定の有無

確認事項		契約前の事前確認 年月日	契約後の現地確認 年月日
1 確認者氏名		(課)	(課)
2 許可証の品目と委託内容が一致しているか。			
3 施設の処理能力は委託内容に比べて十分か。			
4 運搬車又は運搬容器は、処理委託した産業廃棄物を適切に運搬できるか。（※1）			
5 車両に不要なものが積まれていないか。又は過積載はないか。			
6 車両の両側面に表示があるか。 (産業廃棄物収集運搬車、会社名、許可番号)			
7 車両中に許可証及び電子マニフェスト使用証の写しがあるか。			
8 知識技能を有する者の氏名（※2）			
9 対応者（受託者側）氏名			

○積替え・保管が「有」の場合は以下の確認も行ってください。（※3）

10 施設内に産業廃棄物が過剰に保管されていないか。区分されて保管されているか。		
11 掲示板、囲いが設置されているか。（※4）		
12 排水が適切に処理されているか。 (地下浸透防止措置、油水分離槽の管理状況)		
13 飛散・流出や悪臭など環境への影響はないか。		

○1～13の項目について、他所属等に聴取した場合に記入してください。（※5）

14 聆取した年月日	年月日	年月日
15 聆取を受けた者	(課)	
16 聆取を行った者	(課)	

○優良認定が「有」の場合、記入してください。

17 印刷した日（確認日） ※印刷物は契約書類と一緒に保存すること	年月日	年月日
備考		収集時に各所属で確認

【注意事項】

※1 土砂等運搬禁止車両ではがれき類、鉛さいは運べません。感染性廃棄物は温度調整機能のついたバンタイプの車両を使用してください。車両へのシート掛けや廃棄物によっては専用容器を使用するなど適切な措置をとってください。ただし、タンク車等、車両が運搬容器を兼ねている場合はこの限りではありません。

※2 知識技能を有する者は都道府県知事（政令市の場合は市長）が指定する機関の講習会を修了した者で、直前の許可申請時に修了証を添付した者、又は直前の許可申請後に修了した者を確認してください。

※3 受託業者が積替え保管を含む許可を有し、かつ当該契約において積替え・保管施設を使用する場合に限ります。

※4 掲示板（縦横60cm以上）は、以下の5つの事項を記載する必要があります。

①積替・保管の場所である旨 ②設置者の氏名又は名称（会社名等） ③許可等の区分 ④保管する産業廃棄物の種類

⑤管理者の氏名又は名称及び連絡先 ※囲いは、1.8m以上の高さが必要です。

※5 排出事業者自らが実地に調査に行くことが困難な場合には、自らの責任において、実地に調査をしているものから聴取することも可能です。その際は、聴取年月日、聴取を受けた者、聴取を行った者を記録してください。

1年以上の長期契約の場合に問しても、年に1回以上の現地確認が必要です。

図3 産業廃棄物委託先のチェックシート（収集運搬業者用）

<p>■チェックシートは委託契約書と一緒に5年間保存してください。■</p> <p>廃棄物処理委託先チェックシート（処分）</p>			
処分業者名		優良認定の有無	
委託する品目			
確認事項		契約前の事前確認 年　月　日	契約後の現地確認 年　月　日
1 確認者氏名		(　　課)	(　　課)
2 許可証の品目と委託内容が一致しているか。			
3 施設の処理能力は委託内容に比べて十分か。			
4 施設内に処理前の産業廃棄物が過剰に保管されていないか。区分されて保管されているか。			
5 施設内に処理後の産業廃棄物が過剰に保管されていないか。区分されて保管されているか。			
6 施設内の清掃は行き届いているか。			
7 マニフェストの記載内容と実態が合っているか。（※1）			
8 掲示板、囲いが設置されているか。（※2）			
9 排水が適切に処理されているか。 (地下浸透防止措置、油水分離槽の管理状況)			
10 飛散・流出や悪臭など環境への影響はないか。			
11 付近住民から苦情は出でていないか。			
12 知識技能を有する者の氏名（※3）			
13 対応者（受託者側）氏名			
○1~13の項目について、他の所属等に聴取した場合に記入してください。（※4）			
14 聽取した年月日	年　月　日	年　月　日	
15 聆取を受けた者	(　　課)		
16 聆取を行った者	(　　課)		
○優良認定が「有」の場合、記入してください。			
17 印刷した日（確認日）※印刷物は契約書類と一緒に保存すること。	年　月　日	年　月　日	
備　考		各所属で現地確認 (優良認定業者の場合は不	

【注意事項】

※1 各所属が交付したマニフェストに記載されている品目、数量、処分方法で、実際の現場の処理が行われていることを確認してください。

※2 掲示板（縦横60cm以上）は、以下の5つの事項を記載する必要があります。

- ①処分の場所である旨 ②設置者の氏名又は名称（会社名等） ③許可等の区分 ④処理する産業廃棄物の種類
- ⑤管理者の氏名又は名称及び連絡先 囲いは、1.8m以上の高さが必要です。

※3 知識技能を有する者は都道府県知事（政令市の場合は市長）が指定する機関の講習会を修了した者で、直前の許可申請時に修了証を添付した者、又は直前の許可申請後に修了した者を確認してください。

※4 排出事業者自らが実地に調査に行くことが困難な場合には、自らの責任において、実地に調査をしているものから聴取することも可能です。その際は、聴取年月日、聴取を受けた者、聴取を行った者を記録してください。

1年以上の長期契約の場合に關しても、年に1回以上の現地確認が必要です。

図4 産業廃棄物委託先のチェックシート（処分業者用）

5. 電子マニフェストの利用状況

(1) 電子マニフェストの運用方法

- ・豊田市として電子マニフェストに加入しており、市長部局では廃棄物対策課が各排出部署にサブ ID を割り振っている。排出部署の担当者（本庁舎の場合は 1 名）が廃棄物対策課より割り振られたサブ ID を用いて、電子マニフェストの入力等の操作を行っている。なお、市長部局以外は個別に電子マニフェストに加入している。
- ・電子マニフェストの登録は廃棄物の引渡し担当者が、引渡しの当日に行い、マニフェスト情報の照会画面で、収集運搬や処分の終了報告の有無を確認している。
- ・本庁舎では、年におおよそ 60 件の電子マニフェストを登録している。廃棄物の回収頻度は、廃プラスチック類が月 2 回、安定型混合物・金属くず・カラスくずが月 1 回、ペットボトルが月 1 回で、月に約 4 件の登録を行う。その他大型の廃棄物を登録する場合もある。
- ・庁内の廃棄物処理に関する説明会を年に 2 回（5 月頃と 10 月頃）に開催し、廃棄物対策課が各排出部署の担当者に対して、産業廃棄物処理業務委託や電子マニフェストの運用方法等について説明している。



写真 3 庁内の廃棄物処理に関する説明会の様子

(2) 電子マニフェスト導入の経緯

- ・平成 20 年に産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が再開することとなったことから、報告書作成に係る事務負担軽減や排出事業者責任のより一層の徹底を目的に、市の全部署における電子マニフェストの導入を決定し、市の各排出部署がそれぞれ電子マニフェストに加入了（現在、市長部局は廃棄物対策課が各課にサブ ID を割り振るという運用に切り替えている）。
- ・平成 20 年には JW センターが電子マニフェスト加入料の無料キャンペーンを実施していたため、市のすべての部署がキャンペーン期間中に電子マニフェストの加入手続きが行うこととした。
- ・電子マニフェスト導入時には各排出部署にインターネットに接続できるパソコンが 1 台あつたため、各課における電子マニフェストの導入をスムーズに進めることができた。

(3) 電子マニフェスト導入の効果

- ・電子マニフェストの入力作業の簡素化を図るため、あらかじめ決まっている入力内容をパターン化し、登録しておく「パターン登録機能」を使用している。「パターン登録機能」を使用することで、異動等により、電子マニフェストの操作担当者が変更した場合も、戸惑うことなく電子マニフェストの操作を行うことができる。

6. その他の取組み

- ・廃棄物を排出する際は、ごみ袋に排出部署名を記入することとしており、誤った方法で分別が行われていた場合には、どの部署が排出したものであるかがすぐに確認できるようにしている。

取組みのまとめ

- ・処理業者の情報については、環境部局への確認や、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」または「優良さんぱいナビ」等で収集している。
- ・産業廃棄物処理業務委託標準仕様書で「リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分すること」と記載することとしており、リサイクルが可能であることを処理業者の選定条件としている。
- ・委託契約前の実地確認は、他の排出部署が実施した実地確認の結果や、廃棄物対策課が行った立入検査の結果を聴取することにより、事前確認の実施に代えている。
- ・委託契約後の実地確認は、優良産廃処理業者ではない場合は、各排出部署が実地確認を実施している。(優良産廃処理業者の場合は、優良産廃処理業者であることが維持されていることが確認できれば、委託契約後の実地確認を免除)
- ・独自のチェックリストである廃棄物処理委託先チェックシートを廃棄物対策課が作成し、すべての部署により実地確認の際に、各排出部署が同リストを用いた実地確認を実施している。
- ・収集運搬業者とは委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡しの際の流れ（到着時に最初に連絡が必要な部署や担当者名・連絡先、廃棄物の排出場所）について事前に打合せを実施している。

- ・ 豊田市として電子マニフェストに加入しており、市長部局では廃棄物対策課が各排出部署にサブ ID を割り振っている。排出部署の担当者が廃棄物対策課より割り振られたサブ ID を用いて、電子マニフェストの入力等の操作を行っている。
- ・ 平成 20 年に産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が再開することとなったことから、報告書作成に係る事務負担軽減や排出事業者責任をより一層の徹底を目的に、市の全部署における電子マニフェストの導入を決定し、市の各排出部署がそれぞれ電子マニフェストに加入了。
- ・ 電子マニフェストの入力作業の簡素化を図るため、あらかじめ決まっている入力内容をパターン化し、登録しておく「パターン登録機能」を使用している。「パターン登録機能」を使用することで、異動等により、電子マニフェストの操作担当者が変更した場合も、戸惑うことなく、電子マニフェストの操作を行うことができる。
- ・ 廃棄物を排出する際は、ごみ袋に排出部署名を記入することとしており、誤った方法で分別が行われていた場合には、どの部署が排出したものであるかがすぐに確認できるようにしている。

第2編 上下水道事業に係る産業廃棄物適正処理事例

事例3 埼玉県企業局 水道管理課

埼玉県企業局は、平成26年4月に電子マニフェストに加入し、県が設置するすべての上水道施設（工業用水を含む）6ヶ所*で電子マニフェストを利用している。年間の電子マニフェスト登録件数は全国の上水道事業者の中で最も多い。本事例では上水道施設6ヶ所（以下「各浄水場」という。）についての情報を掲載する。

※ 大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、柿木浄水場。

大久保浄水場は上水及び工業用水、柿木浄水場は工業用水のみ

1. 概要

事業場所在地	さいたま市桜区大字宿618（大久保浄水場） 春日部市新宿新田100番地（庄和浄水場） 行田市小針1632（行田浄水場） 三郷市南蓮沼1（新三郷浄水場） 比企郡吉見町大字大和田198（吉見浄水場） 草加市柿木町162（柿木浄水場）
主な事業場	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、柿木浄水場
最大給水能力	130万m ³ /日（大久保浄水場）*1 35万m ³ /日（庄和浄水場） 50万m ³ /日（行田浄水場） 36.5万m ³ /日（新三郷浄水場） 15万m ³ /日*2（吉見浄水場） 16万m ³ /日（柿木浄水場）

*1 工業用水の給水能力は含まない。

*2 将来計画30万m³/日。

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量（令和2年度実績）

産業廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出量	約51,000t*3	100t
排出する主な産業廃棄物の種類	浄水汚泥（51,000t）	PCB廃棄物（100t）
排出する主な事業系一般廃棄物	可燃ごみ（17t）、古紙、ビン・缶・ペットボトル（3t）*4、不燃ごみ（1t）	

※3 産業廃棄物とは別に、年間 5,000 t の浄水発生土を有価物（園芸用土の原料、グラウンド用土材料等）として売却している。

※4 古紙、ビン・缶・ペットボトルは資源ごみとしてリサイクルしている。

○ 主な発生物の処理方法

- 各浄水場の産業廃棄物及び事業系一般廃棄物はすべて委託処理している。
- 各浄水場の浄水汚泥は、場内の脱水機で水分を除き、破碎機で粒状にしたのち、セメント原料としてリサイクルしているほか、園芸用土等として有償売却している。
- 各浄水場の PCB 廃棄物はすべて無害化処理している。
- 各浄水場の事業系一般廃棄物は可燃ごみを焼却処理しているほか、古紙、ビン・缶・ペットボトルはリサイクルしている。残りは不燃ごみとして処分している。

○ リサイクル率（令和 2 年度実績）：約 93%

※ リサイクル率は、産業廃棄物の排出量や、有償売却した量、事業系一般廃棄物の量の合計を分母として算出している。

※ リサイクルにはサーマルリサイクルを含んでいない。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- 一般競争入札もしくは随意契約を行っている。

(2) 処理業者の情報収集

- 処理業者の許可に関する情報は埼玉県産業廃棄物指導課のホームページで確認している。
- 処理業者の情報は入札参加資格登録の情報を確認している。
- 不適正な処理業者の情報は、埼玉県の入札参加停止等措置情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- 委託先処理業者の選定の際には、処理業者の許可期限、許可品目、処理能力、産業廃棄物の処理実績や、過去の事故、違反の有無等を埼玉県の入札参加停止等措置情報から確認している。
- 各浄水場から委託先の処理施設までの距離を確認し、比較的、近距離で処理することができる委託先を優先して選定している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- 各浄水場が委託契約を行う処理業者は計 16 社（収集運搬業者 11 社、中間処分業者 3 社、収集運搬・処分業者 2 社）である（各浄水場において委託先の業者は一部、重複している）（令和 2 年度実績）。

- 各浄水場が産業廃棄物処理委託契約書を作成している。契約書には廃棄物処理法法定記載事項以外に、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の項目を追加している。

(2) 廃棄物の処理料金の支払い

- 産業廃棄物の委託処分は毎月、処分実績を検査し、委託先処分業者に料金を支払っている。

(3) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 処理業者と契約時に産業廃棄物の性状や量、廃棄物の引渡し方法、積込み手順、運搬担当者の排出場所の現地確認について打ち合わせている。また、産業廃棄物の積込み後に浄水場内のトラックスケールで車両の重量を測定し、過積載の防止に努めている。

5. 電子マニフェストの利用状況

(1) 電子マニフェストの運用方法

- 埼玉県企業局水道管理課として電子マニフェストに加入しており、水道管理課が各浄水場にサブ ID を割り振っている。
- 受渡確認票は各浄水場で作成しており、廃棄物の引渡しと同時に、収集運搬業者に受渡確認票を手渡している。
- 電子マニフェストは廃棄物を引き渡した当日に、引渡担当者が電子マニフェスト登録を行うこととしている。
- 処理終了報告の確認はマニフェスト情報の照会画面で確認している。

(2) マニフェストの年間交付枚数：約 5,000 枚（件）（令和 2 年度実績）

- 浄水場 6ヶ所の電子化率は 99%以上であり、紙マニフェストの利用は 1%未満である。
- 電子マニフェストの情報は環境部局への報告に活用している。

(3) 電子マニフェスト導入の経緯

- 電子マニフェストの導入前は、各浄水場の担当者が排出事業者等の情報を必要枚数分の紙マニフェストに印刷する作業を行っていた。電子マニフェストの導入説明会に参加し、導入のメリットが感じられたことや、産業廃棄物指導課から電子マニフェスト導入の働きかけがあったことを契機に、平成 26 年 4 月に埼玉県企業局として電子マニフェストを導入し、各浄水場で利用することとなった。

(4) 電子マニフェスト導入の効果

- 電子マニフェストは紛失の恐れがないため、マニフェストを適切に管理できる点で、法令遵守に効果があった。
- 電子マニフェストの導入により、マニフェスト登録時の記入作業が効率化されたこと、処理業者からの紙マニフェストの受取りや保管の手間が削減されたこと、マニフェストの記載内容の確認作業が効率化したことがメリットとして挙げられる。

6. その他の取組み

(1) 緊急時の対応

- ・ 委託先処理業者の行政処分や施設の事故、自然災害等で急遽、委託ができない場合に備え、複数の委託先と契約している。

取組みのまとめ

- ・ 埼玉県企業局は、平成 26 年 4 月に電子マニフェストに加入し、県が設置するすべての上水道施設 6 ヶ所（大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、柿木浄水場）で電子マニフェストを利用している。浄水場 6 ヶ所の電子化率は 99% 以上であり、紙マニフェストの利用は 1% 未満である。
- ・ 委託先処理業者の選定の際には、処理業者の許可期限、許可品目、処理能力、産業廃棄物の処理実績や、過去の事故、違反の有無等を確認している。また、各浄水場から委託先の処理施設までの距離を確認し、比較的、近距離で処理することができる委託先を優先して選定している。
- ・ 処理業者と契約時に産業廃棄物の性状や量、廃棄物の引渡し方法、積込み手順、運搬担当者の排出場所の現地確認について打ち合わせている。また、産業廃棄物の積込み後に浄水場内のトラックスケールで車両の重量を測定し、過積載の防止に努めている。
- ・ 電子マニフェストの導入前は、各浄水場の担当者が排出事業者等の情報を必要枚数分の紙マニフェストに印刷する作業を行っていた。電子マニフェストの導入説明会に参加し、導入のメリットが感じられたことや、産業廃棄物指導課から電子マニフェスト導入の働きかけがあったことを契機に、平成 26 年 4 月に埼玉県企業局として電子マニフェストを導入し、各浄水場で利用することとなった。
- ・ 電子マニフェストの導入により、マニフェスト登録時の記入作業が効率化されたこと、処理業者からの紙マニフェストの受取りや保管の手間が削減されたこと、マニフェストの記載内容の確認作業が効率化したことがメリットとして挙げられる。
- ・ 委託先処理業者の行政処分や施設の事故、自然災害等で急遽、委託ができない場合に備え、複数の委託先と契約している。

事例 4 関市 浄化センター

関市では、焼却施設を保有しない田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出される下水汚泥（濃縮汚泥）を、収集運搬業者に委託して関市浄化センターに運搬し、関市浄化センターから排出される下水汚泥とあわせて、関市浄化センターが保有する汚泥処理施設で脱水、焼却を行って、汚泥焼却灰を最終処分業者に委託して埋立処分している。関市浄化センター、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場では、平成 26 年 10 月より電子マニフェストを利用している。本事例では主に関市浄化センターの情報を掲載する。

1. 概要

事務所所在地	岐阜県関市倉知 2031 番地
主な処理場	関市浄化センター
水洗化人口	55,185 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）
処理能力	41,400 m ³ /日

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量（令和 2 年度実績）

産業廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出量	209 t	2 t
排出する主な 産業廃棄物の種類	焼却灰（181 t）、汚泥（28 t）	廃酸（2 t）

※ 汚泥の内訳は、有機性汚泥が 10 t、し渣汚泥が 10 t、汚泥砂が 8 t である。

※ 廃酸は放流水の水質検査で使用する試薬である。

○ 主な発生物の処理方法

- 田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出される下水汚泥（濃縮汚泥）は収集運搬業者に委託して、バキューム車で関市浄化センターまで運搬している。
- 関市浄化センターの汚泥処理施設にて、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場で発生した下水汚泥と併せて、脱水、焼却を行っている。
- 焼却に伴い発生する汚泥焼却灰は、1 m³ フレコン袋に詰め、関市浄化センター内に仮置きした後に、全量を最終処分業者に委託して、埋立処分している。
- 関市浄化センターの汚泥焼却灰の成分を調べたところ、セメント原料に不向きであったため、汚泥焼却灰のセメント会社への委託は行っていない。また、リサイクル業者に委託して、汚泥焼却灰をブロックやタイル等の建設資材の原料としてリサイクルしていたこともあったが、近隣のリサイクル業者が再生建設資材の製造事業から撤退したため、現在は汚泥焼却灰のリサイクル業者への委託は行っていない。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 関市の入札参加資格を持っており、下水汚泥を取扱うことができる産業廃棄物収集運搬業者、処分業者と随意契約を行っている。

(2) 処理業者の情報収集

- ・ 岐阜県のホームページで処理業者の産業廃棄物処理業の許可等に関する情報を確認している。
- ・ 入札参加資格登録の情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・ 許可期限、許可品目、処理能力、電子マニフェストに加入しているか等を確認している。
- ・ 収集運搬業者については、下水汚泥を積み込むことができるクレーンが付いたトラックを保有していることや、臭気防止のため蓋付の車両を保有していることを選定時の必須条件としている。
- ・ 関市浄化センター、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出する産業廃棄物の処理はすべて電子マニフェストを利用しておらず、電子マニフェストに加入していることを業者選定の際の望ましい条件としている。電子マニフェストに加入していない業者には、処理委託前に電子マニフェストに加入するよう依頼している。

(4) 実地確認の実施概要

- 実施する職員数：2名／回
- 実施頻度：1施設あたり1回／年
- 所要時間：2時間程度／回
- 実地確認の対象
 - ・ 実地確認は中間処理業者及び最終処分業者を対象に実施している。

(5) 実地確認の実施状況

- ・ 実地確認では、処理工程や、産業廃棄物の保管状況を確認している。特に産業廃棄物が整理整頓されているか、処理能力以上の廃棄物が保管していないか等を確認している。
- ・ 最終処分場への実地確認では、最終処分場の残余容量等を確認している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・ 関市浄化センターが産業廃棄物処理委託契約を締結している処理業者は計4社（収集運搬業者のみの委託：2社、中間処分業者のみの1社、収集運搬と最終処分業者の委託1社）である。（令和2年度実績）
- ・ 委託契約は関市浄化センターが廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、契約書を作成している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・処理業者とは契約時に産業廃棄物の性状や量、過積載の防止対策、電子マニフェストの運用方法等について打ち合わせている。
- ・収集運搬車両に搭載されたクレーンは計量ができるものであるため、収集運搬車両のクレーンを用いて、下水汚泥が収納されたフレコン袋を車両に積み込む際に、過積載とならないよう、計量を行っている。

5. 電子マニフェストの利用状況

(1) 電子マニフェストの運用方法

- ・関市の名義で電子マニフェストに1加入し、各下水処理場にサブIDを割り振って、各下水処理場の担当者が電子マニフェストを入力等の操作を行っている。
- ・関市浄化センターでは、担当者2名が電子マニフェストの入力作業等の廃棄物処理に係る実務を担当している。
- ・受渡確認票は関市浄化センターの担当者が印刷し、廃棄物の引渡しと同時に、収集運搬業者に受渡確認票を手渡している。
- ・関市浄化センターでは、廃棄物を引渡しから3日以内に電子マニフェスト登録を行っている。
- ・処理終了報告の確認は関市浄化センターの担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認している。
- ・電子マニフェストには、収集運搬車両により計量した値を排出時の廃棄物の数量として入力している。最終処分業者で再度、トラックスケールで計量した値を電子マニフェストの確定数量としている。

(2) 電子マニフェストの年間登録件数：116件※（令和2年度実績）

※ 関市浄化センターが排出事業者として登録した電子マニフェスト件数

- ・関市浄化センターにおけるマニフェストの電子化率は100%であり、紙マニフェストは使用していない。
- ・上記のほかに、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場が排出して関市浄化センターに持ち込まれた下水汚泥に関する電子マニフェストの件数は1,211件であった。（令和2年度実績）

(3) 電子マニフェスト導入の経緯

- ・電子マニフェストの導入前は、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から下水汚泥を搬出するたびに手書き（後にドットプリンターを導入）した紙マニフェストを交付しており、紙マニフェストの交付や、終了報告の確認等の事務作業が大きな負担となっていた。
JWセンターが開催した電子マニフェストの導入説明会に参加したところ、電子マニフェストを導入することにより、事務負担が軽減されると感じられたため、平成26年10月に電子マニフェストを導入し、各下水処理場で電子マニフェストを利用することとした。

- ・電子マニフェストの導入当初は、関市浄化センターの委託先の中に電子マニフェストを使用していない収集運搬業者もあったため、既に電子マニフェストに加入していた収集運搬業者、処分業者との間で電子マニフェストによる運用を開始し、加入していない収集運搬業者への委託分は紙マニフェストにより運用していた。関市浄化センターでは日頃から処理業者と連絡を密にとっており、電子マニフェストに加入していない収集運搬業者に対して電子マニフェストへ加入することが可能かを相談したところ、加入に向けて前向きに検討してもらうことができた。結果的に、2~3ヶ月後にはすべての収集運搬業者、処分業者が電子マニフェストに加入し、早期にすべてを電子マニフェストによる運用に切り替えることができた。

(4) 電子マニフェスト導入の効果

- ・電子マニフェストの導入前は手書き、またはドットプリンターを利用して紙マニフェストを交付しており、マニフェストの交付（1週間分）に半日かかっていたが、電子マニフェストの導入後は1週間分の作業時間が30分程度に短縮され、事務作業の負担は大幅に軽減することができた。
- ・電子マニフェストでは処理終了報告をマニフェスト情報の照会画面から確認できるため、処理状況の確認作業が効率化されたほか、関市浄化センターとしてマニフェストを保存する必要がなくなったことによる負担の軽減や削減を図ることができた。
- ・電子マニフェストを導入したことにより、マニフェストの法定記載事項の記入漏れがない、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれにおいて登録内容を確認できることで、データの透明性が確保される等、法令遵守の観点で効果があった。

6. その他の取組み

(1) 緊急時の対応

- ・関市浄化センターの焼却施設のメンテナンスや故障、委託先処理業者の行政処分や施設の故障、自然災害等で急遽、委託ができない場合に備え、複数の委託先と契約している。なお、これまででは、一時的に関市浄化センターにおける汚泥焼却灰の保管量を増やして、汚泥焼却灰の委託を遅らせることにより緊急時にも滞りなく、対応することができた。

(2) 処理業者との打合せ

- ・数ヶ月に1度は、委託先処理業者と情報交換を行って、円滑な汚泥焼却灰の処理に努めている。

取組みのまとめ

- ・田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出される下水汚泥（濃縮汚泥）は収集運搬業者に委託して、バキューム車で関市浄化センターまで運搬している。関市浄化センターの汚泥処理施設にて、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場で発生した下水汚泥と併せて、脱水、焼却を行っている。
- ・関市浄化センター、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出する産業廃棄物の処理はすべて電子マニフェストを利用しておらず、電子マニフェストに加入していることを業者選定の際の望ましい条件としている。電子マニフェストに加入していない業者には、処理委託前に電子マニフェストに加入するよう依頼している。
- ・収集運搬車両に搭載されたクレーンは計量ができるものであるため、収集運搬車両のクレーンを用いて、下水汚泥が収納されたフレコン袋を車両に積み込む際に、過積載とならないよう、計量を行っている。
- ・電子マニフェストの導入前は、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から下水汚泥を搬出するたびに手書き（後にドットプリンターを導入）した紙マニフェストを交付しており、紙マニフェストの交付や、終了報告の確認等の事務作業が大きな負担となっていた。JWセンターが開催した電子マニフェストの導入説明会に参加したところ、電子マニフェストを導入することにより、事務負担が軽減されると感じられたため、平成26年10月に電子マニフェストを導入し、各下水処理場で電子マニフェストを利用することとした。
- ・電子マニフェストの導入当初は、関市浄化センターの委託先の中に電子マニフェストを使用していない収集運搬業者もあった。このため、既に電子マニフェストに加入していた収集運搬業者、処分業者との間で電子マニフェストによる運用を開始し、加入していない収集運搬業者への委託分は紙マニフェストにより運用していた。関市浄化センターでは日頃から処理業者と連絡を密にとっており、電子マニフェストに加入していない収集運搬業者に対して電子マニフェストへ加入することが可能かを相談したところ、加入に向けて前向きに検討してもらうことができた。結果的に、2～3ヶ月後にはすべての収集運搬業者、処分業者が電子マニフェストに加入し、早期にすべてを電子マニフェストによる運用に切り替えることができた。
- ・関市浄化センターの焼却施設のメンテナンスや故障、委託先処理業者の行政処分や施設の故障、自然災害等で急遽、委託ができない場合に備え、複数の委託先と契約している。

事例5 千葉県 江戸川下水道事務所

千葉県江戸川下水道事務所は、昭和56年に供用開始した江戸川第二終末処理場と令和3年に供用開始した江戸川第一終末処理場の2施設で、江戸川左岸流域8市（市川市、浦安市、松戸市、流山市、野田市、柏市、船橋市、鎌ヶ谷市）の生活排水及び工場排水等の汚水処理を行うとともに、処理施設の建設並びに維持管理を行っている。平成27年8月に江戸川第二終末処理場で電子マニフェストを導入し、現在は、令和3年に供用開始した江戸川第一終末処理場との2施設で発生する下水汚泥等の処理を電子マニフェストにより管理している。このうち江戸川第二終末処理場は、下水処理施設の中では、全国で最も電子マニフェスト登録件数が多い。

1. 概要

事務所所在地	市川市福栄四丁目32番2号
処理場	江戸川第二終末処理場、江戸川第一終末処理場
処理人口	1,227,762人（令和2年度末）

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量（令和2年度実績）

産業廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出量	約69,100t	0t
排出する主な産業廃棄物の種類	汚泥（約69,100t）	

※ 第二終末処理場の排出量は約68,800t、第一終末処理場の排出量は約300tである。

※ 汚泥は、ほぼすべて脱水汚泥で、その他、し渣、沈砂が排出される。

- ・江戸川左岸流域下水道の普及率は82%（令和2年度末時点）であり、下水道の整備が進むに従って、処理場に流入する汚水量も増加していることから、従前からの江戸川第二終末処理場に加えて、令和3年3月からは新たに江戸川第一終末処理場の供用を開始した。
- ・今後も更なる汚水量の増加が見込まれるため、江戸川第一終末処理場の水処理施設の増設を進めている。

○ 主な発生物の処理方法

- ・現在、処理場内で発生した汚泥は、し渣、沈砂を除き処理場内で濃縮後、脱水している。
- ・脱水後の汚泥は全量委託処理している。
- ・江戸川第一終末処理場では、現在、汚泥焼却施設を建設しており、竣工後は江戸川第二終末処理場から排出される汚泥の一部を受け入れ、焼却処分を行う予定である。
- ・千葉県流域下水道事業経営戦略において、下水処理施設から排出される汚泥の資源化を図っている。
- ・脱水汚泥は、焼却、焼成、溶融、発酵等により、建設資材の原料、堆肥化等として有効利用さ

れるよう図っている。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・一般競争入札（特定調達契約）を行っている。

(2) 処理業者の情報収集

- ・千葉県の入札参加資格登録の情報や、環境省の「産業廃棄物処理業者情報検索システム」、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、または「優良さんぱいナビ」で汚泥の処理を許可されているか確認している。さらに電話等で有機性汚泥を取り扱うことが可能であるか、資源化が可能であるかについて聞き取りをしている。
- ・県内の他の下水道事務所からも過去に入札に参加した処理業者等の情報収集も行っている。

(3) 選定方法・選定基準

- ・千葉県の一般競争入札に参加することができる者
- ・千葉県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載され、Aの等級に格付けされている者
- ・産業廃棄物処理業の許可を有する者のうち、当該許可に係る事業の範囲に汚泥を含む者
- ・仕様書に定めるところにより、脱水汚泥等の契約量を処理できる能力を有している者

(4) 実地確認の実施概要

- 実施する職員数：約2名／回
- 実施頻度：定期的にすべての委託先処分業者を一巡できることを想定
- 所要時間：2～3時間程度／回
- 実地確認の対象
 - ・約2名の職員で施設等を訪問し、実地確認を行っている。
 - ・実地確認は、定期的にすべての委託先処分業者に対し実施している。

(5) 実地確認の実施状況

- ・実地確認では、産業廃棄物の保管状況や処理工程等を確認している。また、施設が順調に稼働しているか、メンテナンスが適切に行われているか等も確認し、委託した産業廃棄物が適正に処分されているかを確認している。
- ・委託先処分業者が資源化を行っている場合は、製品の販売実績（販売先、利用状況等）を確認している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・江戸川第二終末処理場が委託契約を行う処理業者※は収集運搬業者3社、処分業者5社、収集運搬・処分業者2社、江戸川第一終末処理場が委託契約を行っている処理業者※は収集運搬

業者 1 社、処分業者 2 社、収集運搬・処分業者 1 社である（令和 2 年度実績）。

※ 第二終末処理場、第一終末処理場の委託先の業者は一部が重複している。

- ・千葉県江戸川下水道事務所が廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、また、法定記載事項以外で必要な項目を追加し、契約書を作成している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・処理業者とは契約時に廃棄物の量や、廃棄物の引渡し方法、積込み手順、過積載の防止対策について事前に打ち合わせている。
- ・処理業者の処理能力を考慮し、各社の急な工事等の際は、各処理業者と汚泥の搬出スケジュールを調整している。

5. 電子マニフェストの利用状況

(1) 電子マニフェストの運用方法

- ・江戸川第二終末処理場と江戸川第一終末処理場でそれが電子マニフェストに加入している。
- ・千葉県江戸川下水道事務所では管理課の担当者 1 名が廃棄物処理に係る実務を担当している。
- ・電子マニフェストの入力等の操作は運転管理委託事業者に委託している業務に含まれており、電子マニフェストの入力等の作業、汚泥の搬出時の立会いや、排出事業場に設置している台貫の計量等の作業を実施している。電子マニフェストの運用は、現場で実務担当者が入力した内容を運転管理業務担当が確認し、最後に江戸川下水道事務所が排出事業者として確認している。
- ・受渡確認票は実務担当者が作成し、廃棄物の引渡しと同時に、収集運搬業者に受渡確認票を手渡している。
- ・電子マニフェストは廃棄物を引き渡した当日に、実務担当者が電子マニフェスト登録を行うこととしている。
- ・処理終了報告の確認は実務担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認している。
- ・江戸川下水道事務所の電子マニフェスト実務担当者は、月 1 回の収集運搬業者、処分業者への委託費の支払いの際に、マニフェスト情報の照会画面で収集運搬終了、処分終了報告が完了していることを確認している。

(2) 電子マニフェストの年間登録件数：7,521 件（令和 2 年度実績）

- ・江戸川第二終末処理場及び江戸川第一終末処理場はどちらも電子化率 100% であり、紙マニフェストは使用していない。

(3) 電子マニフェスト導入の経緯

- ・平成 26 年度まで紙マニフェストを運用していたが、大量のマニフェストを紙で交付、管理することが事務処理の面で負担であった。平成 24 年頃から事務処理の負担軽減を目的に電子マニフェスト導入の検討を開始し、平成 27 年度に電子マニフェストを全面的に導入した。

(4) 電子マニフェスト導入の効果

- ・搬出された産業廃棄物の処理状況の確認が容易にできる、紙マニフェストにあった照合確認及び保管作業の削減等のメリットがあった。
- ・電子マニフェストの入力等の実務担当者、委託事業者の運転管理業務担当者、排出事業者である千葉県江戸川下水道事務所の担当者がそれぞれパソコンからリアルタイムで同じ情報を閲覧できるので、処理業者からの問合せ等に即時、適切な対応を行うことができる。
- ・廃棄物の品目と排出量の情報を CSV 形式でダウンロードして、収集運搬業者、処分業者への月ごとの処理費用の支払い等の経理業務に活用している。また、ダウンロードした情報からこれまでの廃棄物の排出状況の傾向を確認することに活用している。

(5) 電子マニフェスト利用料の支払い

- ・電子マニフェストの使用料は委託事業者が電子マニフェストの料金支払代行者制度により、JW センターに支払う。なお、その料金は県からの委託料に含んでいる。

6. その他の取組み

- ・千葉県関係部局から廃棄物関連法令の改正等に関する情報提供がある。

取組みのまとめ

- ・ 千葉県流域下水道事業経営戦略において、下水処理施設から排出される汚泥の資源化を図っている。
- ・ 県内の他の下水道事務所からも過去に入札に参加した処理業者等の情報収集も行っている。
- ・ 実地確認では、産業廃棄物の保管状況や処理工程等を確認している。また、施設が順調に稼働しているか、メンテナンスが適切に行われているか等も確認し、委託した産業廃棄物が適正に処分されているかを確認している。また、委託先処分業者が資源化を行っている場合は、製品の販売実績（販売先、利用状況等）を確認している。
- ・ 処理業者とは契約時に廃棄物の量や、廃棄物の引渡し方法、積込み手順、過積載の防止対策について事前に打ち合わせている。また、処理業者の処理能力を考慮し、各社の急な工事等の際は、各処理業者と汚泥の搬出スケジュールを調整している。
- ・ 江戸川第二終末処理場及び江戸川第一終末処理場はどちらも電子化率 100%であり、紙マニフェストは使用していない。
- ・ 電子マニフェストの入力等の操作は運転管理委託事業者に委託している業務に含まれており、電子マニフェストの入力等の作業、汚泥の搬出時の立会いや、排出事業場に設置している台貫の計量等の作業を実施している。電子マニフェストの運用は、現場で実務担当者が入力した内容を運転管理業務担当が確認し、最後に江戸川下水道事務所が排出事業者として確認している。
- ・ 搬出された産業廃棄物の処理状況の確認が容易にできる、紙マニフェストにあった照合確認及び保管作業の削減等のメリットがあった。また、電子マニフェストの入力等の実務担当者、委託事業者の運転管理業務担当者、排出事業者である千葉県江戸川下水道事務所の担当者がそれぞれパソコンからリアルタイムで同じ情報を閲覧できるので、処理業者からの問合せ等に即時、適切な対応を行うことができる。
- ・ 廃棄物の品目と排出量の情報を CSV 形式でダウンロードして、収集運搬業者、処分業者への月ごとの処理費用の支払い等の経理業務に活用している。
- ・ 電子マニフェストの使用料は委託事業者が電子マニフェスト料金支払い代行制度により JW センターに支払う。なお、その料金は県からの委託料に含んでいる。

第2章 電子マニフェスト普及促進の取組事例

電子マニフェストの普及促進に取り組む4自治体、1団体の事例を紹介する。

第1編 公共工事における電子マニフェスト普及の取組事例

事例6 大阪市 環境局

事例7 静岡県 交通基盤部

第2編 環境部局等における事業者等への電子マニフェスト普及の取組事例

事例8 あおもり循環型社会推進協議会

事例9 東京都 環境局

事例10 三重県 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

第1編 公共工事における電子マニフェスト普及の取組事例

事例6 大阪市 環境局

大阪市では、過去の市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）においてマニフェストの不正使用が判明したことから、不正行為の再発防止をより一層強化するため、すべての市発注工事において発生する産業廃棄物の処理について、令和4年4月契約分より電子マニフェストの使用の義務化を開始する。

また、市が排出する産業廃棄物の処理委託においても、令和4年4月契約分より電子マニフェストを使用する。

1. 電子マニフェスト義務化制度等の概要・実績

(1) 市発注工事^{※1}における電子マニフェスト義務化

1) すべての市発注工事において電子マニフェストを義務化

- 令和4年4月契約分より、すべての市発注工事において発生する産業廃棄物の処理について電子マニフェストの使用を義務化。（特記仕様書を設計図書に添付し、電子マニフェストの使用義務を明記）（図5）
- 市発注工事の受注者は、契約締結後、発注部局に工事の施工計画書を提出する。その際、産業廃棄物の処理に先立ち、受注者及び受注者が産業廃棄物の処理を委託する産業廃棄物収集運搬業者並びに処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類^{※2}の写しの提出が求められている。
- 市発注工事から排出された産業廃棄物について、工事の発注部局は、処理が適正に行われたことを受注者から提出された電子マニフェストの受渡確認票の処理終了報告日等により確認する。

※1 令和2年度1年間の工事契約件数：約1,600件

（契約担当部局が契約事務を実施した件数。各事業部局が実施した契約件数を除く。）

※2 電子マニフェストの加入証、または産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証

2) 電子マニフェストの使用が困難な場合の取扱い

- 産業廃棄物の処理にあたり、以下の①及び②に示す電子マニフェストを用いることが困難な場合は、本市監督員の事前承諾を得たうえで紙マニフェストの使用を認める。
 - 電気通信回線の故障、天災等、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
 - 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。

3) 事前の承諾を得ることなく紙マニフェストを使用した受注者に対するペナルティ

- ・ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置（2月）
- ・ 工事成績評定の減点（4点）

(2) 市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子マニフェストの使用

- ・ 市が排出事業者として産業廃棄物処理に関する委託（収集運搬・処分）を行う場合についても、令和4年度契約分より電子マニフェストを使用する。
- ・ 産業廃棄物処理委託に関する入札案件については、入札参加資格として電子マニフェストに加入していることを条件とする。

令和3年7月

入札参加有資格者の皆さんへ

大 阪 市

～重 要 な お 知 ら せ ～

令和4年度から、本市発注の工事請負契約 及び 業務委託契約での産業廃棄物の処理について、『電子マニフェスト』* を使用します。
* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める『産業廃棄物管理票（マニフェスト）』を電子化したもの

▶ **すべての本市発注工事**における産業廃棄物の処理にあたり、
『電子マニフェスト』の使用を義務化します。

▶ **本市が排出する産業廃棄物に関する委託（処分・収集運搬）**について、
『電子マニフェスト』を使用します。

『電子マニフェスト』のメリット

- ① 操作が簡単手間いらず (事務の簡素化・電子データでの保存)
- ② 法令の遵守 (記載・確認もれの防止)
- ③ データの透明性確保 (情報処理センターでの5年間データ管理・保存、オンラインで処理状況を常時把握・確認可能)

『電子マニフェスト』を使用しない受注者へは・・・

- 入札参加停止措置の適用 *大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく
- 工事成績評定の減点 *請負工事成績評定要領に基づく

※上記の措置等の詳細については関係規程の改正次第、別途お知らせします。

『電子マニフェスト』の加入手続きなどは・・・

『電子マニフェスト』未加入事業者を対象に
システム操作研修会や加入手続きの案内等を行います。（別途お知らせ）

* 『電子マニフェスト』の義務化制度の概要については、本市ホームページをご覧ください。
掲載先：大阪市ホームページ>産業廃棄物処理対策>電子マニフェストの使用促進に取り組んでいます

問合せ先

◆電子マニフェストの機能及び加入手続きに関すること	環境局 環境管理部 環境管理課 (産業廃棄物制御グループ)	TEL 06-6630-3284
◆入札参加手続きに関すること	契約管財局 契約部 制度課 (工事契約グループ)	TEL 06-6484-7424
◆入札参加停止措置に関すること	契約管財局 契約部 制度課 (委託・物品契約グループ)	TEL 06-6484-7083
	契約管財局 契約部 制度課 (委託・制度グループ)	TEL 06-6484-7062

図5 市発注工事における電子マニフェストの利用の義務化に関する案内

2. 義務化制度導入に向けた課題及び課題への取組み状況

(1) 市発注の公共工事における電子マニフェスト義務化

- ・すべての市発注工事における電子マニフェストの使用の義務化にあたり、電子マニフェストを使用しなかった受注者へのペナルティや、工事契約後に受注者等が電子マニフェストを使用できることを証する書類の提出方法等の手続きの流れなど、制度の具体的な内容について、市役所内における工事発注部局や契約部局との会議を短期間に集中して開催し、課題抽出して検討を重ねた。
- ・電子マニフェストへの加入状況については、排出事業者や収集運搬業者の加入率が比較的低く、義務化によって市発注工事の入札手続きに影響を及ぼす可能性が考えられたことから、より一層の普及啓発の取組みが必須となった。
- ・電子マニフェスト使用の義務化を決定した令和3年7月から、義務化を開始する令和4年4月までの期間が9ヶ月と短く、排出事業者や処理業者に向けた普及啓発について、効果的に実施する必要があった。そのため、説明会・研修会の資料作成や会場の確保、予算の確保等といった業務のほか、大阪府域で許可を有する大半の収集運搬業者の許可権者である大阪府をはじめ、大阪府域産業廃棄物担当行政との連携、関係業界団体への協力要請に労力を費やした。
- ・コロナ禍における説明会・研修会の開催のため、参加定員を少なく設定しなければならなかったことなどから、説明会等に参加できなかつた事業者への周知啓発のため、本市ホームページや環境局YouTubeを活用した資料等の公表を実施するなど、情報発信に尽力した。
- ・他自治体において、発注するすべての工事において電子マニフェストの使用を義務化している本格的な事例がほとんどなかつたため、手探りで実施に向けた準備を進めざるを得なかつた。

1) 電子マニフェスト使用の義務化に関する説明会

- ・市発注工事の入札参加予定の建設業者、市発注工事の受注者から産業廃棄物の処理を受託する予定の処理業者等を対象に、市環境局の担当者から市発注工事における電子マニフェストの義務化制度について、JWセンターの講師から電子マニフェストの仕組み等について解説する説明会を計4回実施した。（写真4）
- ・説明会の開催にあたり、大阪府や関係業界団体へ周知協力を要請した。



写真4 説明会の様子

2) 電子マニフェスト操作研修会

- ・市発注工事の入札参加予定の建設業者、市発注工事の受注者から産業廃棄物の処理を受託する予定の処理業者等を対象に、令和3年8月から令和4年3月までの間に、電子マニフェスト操作研修会を計16回開催した。
- ・研修会の開催にあたり、大阪府や関係業界団体へ周知協力を要請した。



写真5 操作研修会の様子

3) 電子マニフェスト試行工事の実施及び試行工事への立入検査等の強化

- ・紙マニフェストの不適正な取り扱いの再発防止に向けて、令和元年度から一部の市発注工事において、電子マニフェストの使用を求める「電子マニフェスト試行工事」を実施した。
- ・電子マニフェスト試行工事において、紙マニフェストを使用する場合は、理由書の提出や受注者が提出する報告書に処分業者が確実に処分したことを確認した旨の記載を求めるとともに、当該工事現場への抜打ち立入検査を実施して電子マニフェスト加入の要請を行った。

(2) 市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子マニフェストの使用

- ・大阪市には、令和3年度時点で24の区役所及び27の室・局が存在しており、各組織が令和3年度中に電子マニフェストへ円滑に加入するため、市環境局が代表となって、加入手続きを行った。
- ・市役所内各組織に対して、令和4年度からの電子マニフェスト運用のための予算措置などの事務手続き、システム操作などに係る説明研修などを市環境局が実施し、全庁的な電子マニフェスト使用へ対応できるよう準備を進めた。

3. 取組みに期待する効果

- ・すべての市発注工事で電子マニフェストの使用を義務化することで、受注者におけるマニフェスト紛失のおそれがなくなるほか、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれにおいて登録内容を確認できることで、データの透明性が確保され、市発注工事における産業廃棄物の適正処理の推進、マニフェストに係る不正行為の根絶等の効果が期待される。

- ・令和2年度（電子マニフェスト義務化前）の市内のすべての産業廃棄物に関する電子マニフェスト使用率は63.3%※（市発注工事以外のものも含む）であり、令和4年度の目標である使用率70%に到達させるため、引き続き取組みを進める。

※ マニフェストの総件（枚）数：約111.6万件、内訳は電子：70.6万件、紙：41万枚

取組みのまとめ

- ・令和4年4月より、すべての市発注工事において電子マニフェスト使用を義務化する。また、市が排出する産業廃棄物の処理委託においても、電子マニフェストを使用する。
- ・事前の承諾を得ることなく紙マニフェストを使用した受注者に対しては、競争入札参加停止措置（2月）の適用、工事成績評定の減点（4点）を行う。
- ・すべての市発注工事において電子マニフェストを義務化することにより、産業廃棄物の処理について、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれにおいて登録内容を確認できることで、データの透明性が確保され、市発注工事における産業廃棄物の適正処理の推進、マニフェストに係る不正行為の根絶等の効果が期待される。

事例7 静岡県 交通基盤部

静岡県では平成21年10月より県の交通基盤部が発注する公共工事（以下「県発注工事」という。）については、原則、電子マニフェストを使用することとしている。

1. 取組みの概要・実績

(1) 県発注の公共工事における電子マニフェスト使用

- 平成21年10月より、県発注工事においては、原則、電子マニフェストを使用することとしている。ただし、工事の発注者である監督員と協議の上で、排出事業者等が電子マニフェストを使用できないか、または電子マニフェストではなく紙マニフェストを使用する正当な理由があると監督員が判断した場合※には、紙マニフェストを使用することも認めている。（図6）

※ 紙マニフェストの在庫を保持している場合等

1-1-18 建設副産物

1. (略)

2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェスト)により行わなければならない。なお、これにより難い場合は、監督員と協議することとする。

（静岡県土木工事共通仕様書 静岡県交通基盤部監修 より引用）



図6 建設業関係者に向けた電子マニフェスト使用に関する案内
注) JWセンターの住所・電話番号は平成22年当時のもの

- ・県発注工事における産業廃棄物の処理状況は、監督員が、電子マニフェストの受渡確認票の処理終了報告日を確認している。また、竣工検査の際には、県の検査員が、受渡確認票により、発注工事における産業廃棄物の処理状況を確認する。なお、例外的に紙マニフェストが使用されている場合には、監督員や検査員は、電子マニフェストの受渡確認票の代わりに、紙マニフェストの A 票と E 票を確認することとしている。
- ・電子マニフェストの受渡確認票（紙マニフェストの場合は A 票と E 票）は、発注者には、工事の完成図書としての提出を求めていないが、発注者は、検査の際にはすぐに提示できるよう、準備している。

(2) 排出事業者・処理業者に向けた説明会・研修会の開催

- ・県発注工事において、電子マニフェストを原則、使用することとした平成 21 年度には、廃棄物リサイクル課が県内の建設業者を対象に、電子マニフェスト操作研修会を 42 回、開催した。研修会では電子マニフェストの仕組みや JWNET のデモシステムを使用した操作体験を行った。
- ・県の廃棄物リサイクル課の主催による適正処理推進研修会等において、毎年、県内の排出事業者や処理業者に対して、電子マニフェストの仕組みや導入のメリットについて説明しているほか、立入指導の際に電子マニフェストの導入を促している。
- ・毎年、(公社) 静岡県産業廃棄物協会の主催により、県内 3ヶ所で年 3 回程度、電子マニフェストの操作研修会を実施している。



写真 6 静岡県産業廃棄物適正処理推進研修会の様子

(3) 県自らの電子マニフェストの使用促進

- ・県発注工事において受注者に対して電子マニフェスト使用を促すにあたり、県も自らが排出する産業廃棄物の処理にあたって、率先して電子マニフェストを使用する必要があるとの観点から、県自らの電子マニフェストの使用を推進した。平成 20 年度に県の知事部局と教育委員会の出先機関で既に導入していた電子マニフェストの加入者 ID を県名義の ID と統合して、平成 22 年度には各部署にサブ ID を付与し、県の全所属が電子マニフェストを使用している。(図 7)

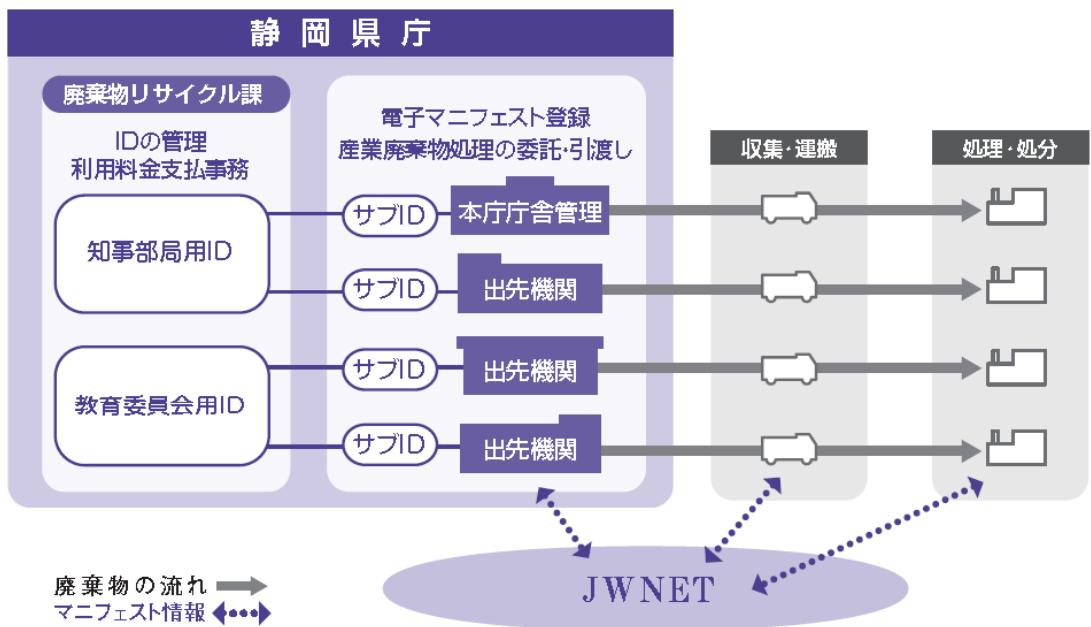


図 7 静岡県における電子マニフェストの運用の流れ

2. 取組みを始めたきっかけ

- 静岡県では産業廃棄物の適正処理を推進する目的で、県自らも電子マニフェストを使用する等、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。県が関与するマニフェストのうち、公共工事におけるマニフェストが多いため、公共工事における電子化を進めることが県全体の電子マニフェストの普及促進につながるという考え方から、県発注工事において、原則、電子マニフェストを使用するという取組みを進めることとした。

3. 令和2年度1年間の公共工事入札件数：3,044件*

*交通基盤部所管（農林事務所を含む）の工事の入札件数（随意契約を含む。）

4. 取組みの効果

- 県発注工事における電子マニフェストの原則、使用を開始した当初は、紙マニフェストの在庫を保持しているという理由から紙マニフェストが使用されるケースも見受けられ、平成24年度の県発注工事における電子化率は約70%であった。その後は、建設業者における紙マニフェストの在庫が消費されたこともあり、県発注工事における電子化が進んでいる。現在の県発注工事における電子化率を県では把握していないが、原則、電子マニフェスト義務化により、現在では、ほとんどの県発注工事で電子マニフェストが使用されているものと考えられる。
- 不適正処理の未然防止の目的で、工事の監理にあたっては発注者の監督員が、また中間検査や竣工検査にあたっては工事検査課の検査員が、それぞれ工事監理や工事検査の際にマニフェストによる処理状況のダブルチェックを実施している。マニフェストの確認を紙マニフェストで実施する場合、工事の規模が大きいほどA票、E票の枚数が多くなるため、記載内容

の確認や書類の保管に時間と手間を要していたが、電子マニフェストでは確認作業を効率的に行うことができるため、作業時間の短縮を図ることができる。また、工事関係書類のペーパーレス化につながり、発注者側でも事務処理の面で効率化が図られるというメリットがあった。また、県発注工事を受注する建設業者でも同様に、事務負担の軽減効果があるものと考えられる。

- ・解体工事では工事に関連する書類のうち、マニフェストに関するものが多くを占めているため、電子マニフェストを使用することによる事務処理の負担削減の比率が他の土木工事や新築工事よりも大きい。
- ・県発注工事の電子マニフェストの使用の原則化に対して、県発注工事の元請業者は比較的、容易に対応することができたと考えられる。県発注工事の下請業者の中には、高齢で、家族経営の会社もあり、電子マニフェストも含めて、PC を使った事務処理への対応が困難な場合がある。このような場合は、新たに PC を使用した事務処理を覚えてもらうことや電子マニフェスト対応を無理強いすることはせずに、監督員の判断のもとに、紙マニフェストを使用することにより対応することとしている。

取組みのまとめ

- ・平成 21 年 10 月より、県発注工事においては、原則、電子マニフェストを使用することとしている。ただし、工事の発注者である監督員と協議の上で、排出事業者等が電子マニフェストを使用できないか、または電子マニフェストではなく紙マニフェストを使用する正当な理由があると監督員が判断した場合には、紙マニフェストを使用することも認めている。
- ・県発注工事における産業廃棄物の処理状況は、監督員が電子マニフェストの受渡確認票の処理終了報告日を確認している。また、竣工検査の際には、県の検査員が、受渡確認票により、発注工事における産業廃棄物の処理状況を確認する。
- ・令和 2 年度の交通基盤部所管（農林事務所を含む）の工事の入札件数は 3,044 件（随意契約を含む）で、原則、電子マニフェストを使用していた。
- ・県発注工事において、電子マニフェストを原則、使用することとした平成 21 年度には、廃棄物・リサイクル課が県内の建設業者を対象に、電子マニフェスト操作研修会を 42 回、開催した。研修会では電子マニフェストの仕組みや JWNET のデモシステムを使用した操作体験を行った。
- ・静岡県では産業廃棄物の適正処理を推進する目的で、県自らも電子マニフェストを使用する等、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。県が関与するマニフェストのうち、公共工事におけるマニフェストが多いため、公共工事における電子化を進めることができることが県全体の電子マニフェストの普及促進につながるという考え方から、県発注工事において、原則、電子

マニフェストを使用するという取組みを進めることとした。

- ・ 県発注工事における電子マニフェストの原則、使用を開始した当初は、紙マニフェストの在庫を保持しているという理由から紙マニフェストが使用されるケースも見受けられ、平成 24 年度の県発注工事における電子化率は約 70% であった。その後は、建設業者における紙マニフェストの在庫が消費されたこともあり、県発注工事における電子化が進んでいる。現在では、ほとんどの県発注工事で電子マニフェストが使用されているものと考えられる。
- ・ 不適正処理の未然防止の目的で、工事監理や工事検査の際に監督員や検査員がマニフェストによる処理状況のダブルチェックを実施している。マニフェストの確認を紙マニフェストで実施する場合、工事の規模が大きいほど A 票、E 票の枚数が多くなるため、記載内容の確認や書類の保管に時間と手間を要していたが、電子マニフェストでは確認作業を効率的に行うことができるため、作業時間の短縮を図ることができる。また、工事関係書類のペーパーレス化につながり、発注者側でも事務処理の面で効率化が図られるというメリットがあった。

第2編 環境部局等における事業者等への電子マニフェスト普及の取組事例

事例8 あおもり循環型社会推進協議会

あおもり循環型社会推進協議会（以下「協議会」という。）は、県内の県民、事業者、民間団体、行政が協働して廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等に取り組んでいる団体である。

令和2年8月より、電子マニフェストの団体加入の仕組みを活用し、協議会の会員が無料で電子マニフェストを利用できる仕組みを構築している。

1. 取組みの概要・実績

(1) 協議会の概要

- ・協議会は、132の事業者、民間団体、行政（県と県内市町村）により構成される組織である。
(令和4年1月26日現在)
- ・年会費は1口10,000円。
- ・廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等に協働して、主に以下の事業に取り組んでいる。（図8、9）

① 不法投棄防止撤去推進キャンペーン

廃棄物の不法投棄防止について意識啓発を図るため、地域住民、地元自治体及び関係団体の参加・協力を得て不法投棄廃棄物の撤去作業を行う不法投棄防止撤去推進キャンペーンを実施している。撤去作業終了後は、不法投棄再発防止と意識啓発を目的に不法投棄監視区域である旨の「看板」を設置している。

② 広報事業

不法投棄防止の呼び掛けをテレビCMやラジオCMによる放映・放送、市営バス等への車体広告の掲載、巡回バスへの広告掲載、ホームページによる広報等を行っている。

③ 産業廃棄物リサイクル推進事業

青森県と共に産業廃棄物のリサイクル等に関する3R推進啓発セミナーを開催している。

④ 環境学習支援事業

青森県産業資源循環協会青年部会と共に、小学生を対象に、「古紙シュレッダー」又は「木くず破碎機」による実演、環境クイズ、古紙リサイクルに関するDVDの視聴などを実施している。

(2) 会員へ無料で電子マニフェストを利用できる環境を提供

- ・令和2年8月よりマニフェスト登録件数が少ない排出事業者向けの加入体系である「団体加入(C料金)」の仕組み^{*1}を利用し、協議会が利用代表者となって、1会員あたり年間200件までの電子マニフェスト使用料を協議会が負担することにより、会員が年間200件まで電子マニフェストを無料で利用できる環境を構築し、会員に提供している。JWセンターが規定

する団体加入の条件として加入者（排出事業者）が30者以上^{※2}あることを満たす必要があつたため、条件を満たした令和3年2月に団体加入を行つた。

※1 「団体加入」とは、「排出事業者が20者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」という条件を満たした場合に適用が可能となる電子マニフェストの料金体系である。年額の基本料が110円（5件までは使用料が無料、6件からは1件当たりの使用料が22円）となるため、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者に適している。（令和4年4月以降の団体加入の仕組み）

※2 協議会が団体加入を行つた令和3年2月の時点では、団体加入の条件となる排出事業者数は「30者以上」であったが、令和4年4月以降は「20者以上」に改定される。

- ・協議会の会員数は132である。このうち、協議会が提供する仕組みにより電子マニフェストに加入したのは45団体、57加入である。県内の全市町村（40市町村）が協議会会員となつてゐるが、このうち13市町村がこの仕組みにより電子マニフェストに加入した。（令和4年1月26日現在）

電子マニフェストをはじめよう！

～あおもり循環型社会推進協議会では
無料で電子マニフェスト利用環境を提供しています～

産業廃棄物の処理委託には必須のマニフェスト（産業廃棄物管理票）ですが、電子マニフェストには従来の紙マニフェストに比べて多くのメリットがあります。

医療・福祉業界や建設業界を中心に、既に全国で20万を超える事業者が
電子マニフェストを導入し、電子化率は6割を超えています。

この機会に是非電子マニフェストを導入してみませんか。



電子マニフェスト利用のメリット

働き方改革（事務負担の軽減）	法令遵守（コンプライアンス）
✓手書き不要で手間が大幅軽減	✓システム管理のため記載漏れの心配無し
✓運搬・処分終了報告の確認が画面上で可能	✓運搬・処分終了報告を一覧やメールで確実にお知らせ
✓マニフェストの保存の手間やスペースが不要	✓運搬・処分終了確認漏れを警告表示
✓毎年の交付状況報告が不要	✓マニフェスト紛失の心配無し

運用比較

項目	紙マニフェスト	電子マニフェスト
マニフェストの交付・登録	必要事項を手書き引渡しと同時に交付	パソコンの画面に従って入力登録は引渡した日から3日以内
処理終了確認	控えのA票と、送付されてくるB2票・D票・E票をその都度照合して確認	パソコンの画面上で確認
マニフェストの保存	A票・B2票・D票・E票を5年間保存	保存不要（電子マニフェストセンターで電子的に保存）
行政報告	事業場ごとに交付状況報告書を毎年作成し、都道府県・政令市へ提出	提出不要（電子マニフェストセンターが報告）

簡単操作で業務効率化

図8 団体加入に関するリーフレット（表面）

電子マニフェストの利用方法

「あおもり循環型社会推進協議会」では、会員の皆様に無料で電子マニフェストを利用できる環境をご提供しています。

また、皆様の円滑な導入手続きをサポートするため、導入手順をわかりやすくまとめたマニュアルをご用意しております。

注:無料利用分は年間200件まで(200件を超える分は実費(1件あたり22円)をご負担いただきます。)

あおもり循環型社会推進協議会とは

あおもり循環型社会推進協議会は、県民・事業者・民間団体・行政が「協働」して廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進、電子マニフェストの普及促進などに取り組んでいる団体です。(会費:1口年額10,000円)

活動の様子

■不法投棄防止 撤去キャンペーン 不法投棄廃棄物の撤去活動 	■広報事業 不法投棄防止の呼び掛け 	■リサイクル推進事業 3R推進啓発セミナー開催 	■環境学習支援事業 環境クイズやリサイクルの実演 
--	---	---	--

お問合せ先

ご質問やご利用のお申込みなどお気軽にご連絡ください
 ☎ 030-0802 青森市本町5-5-21(青森県農業共済会館2階)
 (一社)青森県産業資源循環協議会
あおもり循環型社会推進協議会
 電話017-721-3911
 FAX017-721-3838

図9 団体加入に関するリーフレット（裏面）

- 団体加入を利用する協議会員には、電子マニフェストの導入手順をまとめた独自のマニュアルを配布している。このマニュアルは、協議会が、試みに電子マニフェストに先行して加入し、会員が電子マニフェストに加入する際に戸惑う可能性がある事項を洗い出した上で、要点として取りまとめたものである。

電子マニフェスト導入マニュアル



令和2年9月
あおもり循環型社会推進協議会

1. 加入申込書の記入方法

- * 記入例を参考に記入しよう！
①「1. 加入者（契約者）」を記入しよう。
※事務担当者欄の連絡先メールアドレスは、「加入者番号」「仮パスワードの通知」に使用しますので、忘れずに記入しましょう。
※印には、社印を使用して下さい。
- ②「2. JWNETホームページ「加入者情報検索」への公開」は、電子マニフェストに加入してすることを、JWNETホームページ上で公開するかどうかのチェックです。
- ③「3. 業種」は、必ずご記入下さい。
※「日本標準産業分類」は、6ページに掲載しておりますので、参考にして下さい。
- ④「4. 指定する利用代表者情報」「5. JWNET EDI 方式事業開始届」は記入不要です。

2. 記入後は、あおもり循環型社会推進協議会へ提出しましょう！

※記入漏れがないか、確認して下さい。

提出先： あおもり循環型社会推進協議会
〒030-0802
青森市本町5-5-21青森県農業共済会館2F

3. 提出された「加入申込書」は、あおもり循環型社会推進協議会で入力します。

4. 「JWNET」から加入申込web承諾のお知らせメールが届きます。 メールの中の「URL」をクリックする。

① メールに記載されているURLクリックし、JWNET申込ページのログイン画面を表示します。

[JWNET]加入申込Web承諾のお知らせ
jwnet_info@jwnetweb.jp

この度はJNETへの加入申込をいただき、誠にありがとうございます。
この申込は承認申込となっております。
手続きを継続する場合は、下記「仮ユーザーID」、「仮パスワード」にて
JNET申込ポータルにログインいただき、「加入申込手続きを行なってください」。
なお、仮ユーザーIDは一定期間を経過すると使用できなくなりますので早めにご処理ください。

仮ユーザーID : NO12345
仮パスワード : XXXXXXXX

ログイン URL
<https://www.jnetweb.jp/>

「URL」をクリックする

5. メールに記載されている「仮ユーザーID」「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックする。

② メールに記載されている仮ユーザーIDと仮パスワードを入力し、ログインボタンをクリックします。

① 「仮ユーザーID」を入力
② 「仮パスワード」を入力
③ 「ログイン」をクリックする

6. 「加入申込／承諾」をクリックする。

③ 加入申込／承諾をクリックします。

「加入申込／承諾」をクリックする

7. 「印刷・加入申込／承諾」をクリックする。

利用代表者（あおもり循環型社会推進協議会）が入力した内容に間違いがないか確認をする。

④ 印刷・加入申込／承諾をクリックすると利用代表者が入力した御社の情報が表示されるので、内容を確認します。

「印刷・加入申込／承諾」をクリックする

利用代表者が入力した内容です。間違いがないか確認して下さい。

会社名	岩手県立農業技術センター
会員登録	今井泰
登録	76 東北道
登録会員（法人）	岩手県立農業技術センター
登録会員（個人）	ヨシヅチハセタ
会員登録会員	豊田 太郎
会員登録会員（法人）	ヨシヅチハセタ
会員登録会員（個人）	102-0024
会員登録会員（個人）	豊田泰一 〒020-0024
会員登録会員（個人）	02-1234-5678
会員登録会員（個人）	FAX登録

8. 内容を確認後、「加入申込申請」をクリックする。

⑤ 内容を確認後、加入申込申請をクリックし、JWNET の加入申込を承諾します。

担当者名（漢字）
担当者名（カナ）
所属会員登録番号
利用料金支払方法 お支払い手帳
料金支払代行者 / 2000000X 000000000000
料金支払者
電話番号 03-1234-5678

入力内容を確認後、「加入申込申請」をクリックする

* 「加入申込申請」ボタンは、下にスクロールするとあります。

※利用代表者（あおもり循環型社会推進協議会）が入力した内容に間違いがある場合は、あおもり循環型社会推進協議会まで連絡する。

9. JWNETにおいて加入申込書の手続き。
※手続きに10日程度かかります。

10. JWNETで手続きが開始されると、メールで通知されます。

11. 手続き完了後、「加入者番号」「仮パスワード」がメールで通知されます。

12. 加入証は、JWセンターから送付されます。

図 10 導入手順をまとめたマニュアル（申込から加入証送付までを抜粋）

2. 取組みを始めたきっかけ

- 電子マニフェストを使用することは産業廃棄物の適正処理を推進することにつながると考えられる。また、協議会の活動を推進するためには新規会員の確保が重要な課題であったため、協議会の会員が無料で電子マニフェストを利用できるサービスを提供することにより、これまで協議会に入会していなかった民間企業等の協議会への入会を促す目的で取組みを始めた。協議会としては、電子マニフェストの普及促進は、新規会員の確保及び産業廃棄物の適正処理の双方につながると考えて、この取組みを実施している。

3. 取組みを進めるにあたり苦労したこと

- 電子マニフェストの団体加入を利用するためには、加入者（排出事業者）が30者以上あること（取組みに着手した令和2年8月より加入手続きを行った令和3年2月当時）を満たす必要があった。会員の電子マニフェスト加入希望者を30者以上とするのに、約6ヶ月を要したため、募集開始当初に申し込んだ一部の会員からは早期の電子マニフェスト使用開始の要望も寄せられ、30者が揃うまで長期間（6ヶ月程度）待たせてしまった。

4. 取組みの効果

- ・これまでに主に民間企業 27 事業者が電子マニフェストを利用したいということを理由に協議会に新たに入会しており、電子マニフェスト普及促進の取組みは協議会の新規会員の確保に寄与している。
- ・県内の 40 市町村のうち、13 市町村が協議会の仕組みにより電子マニフェストに加入しており、市町村の電子マニフェストの加入の促進に効果があった。
- ・協議会の電子マニフェスト普及促進の取組みにより、これまで電子マニフェストを利用していなかった協議会会員の委託先の処理業者への電子マニフェスト利用促進の効果が見られた。
- ・電子マニフェストには興味はあるが、どのようにしたら良いかが分からぬという排出事業者に対して、協議会が電子マニフェストを容易に導入できるような環境を設けたことで、電子マニフェストを導入するきっかけを作ることができたのではないかと考えられる。また、県内の身近なところに電子マニフェストの導入を相談できる機関ができたことにより、電子マニフェスト導入を開始する際の敷居が低くなったものと考えられる。
- ・現在、紙マニフェストを使用しており、特に困っていない、特に問題は生じていないという排出事業者に対して、電子マニフェストを導入した場合のメリットを伝えることができたことにより、電子マニフェストの導入を検討するきっかけを作ることができたのではないかと考えられる。

取組みのまとめ

- ・「団体加入（C 料金）」の仕組みを利用し、協議会が利用代表者となって、1 会員あたり年間 200 件までの電子マニフェスト使用料を協議会が負担することにより、会員が年間 200 件まで電子マニフェストを無料で利用できる環境を構築し、会員に提供している。
- ・協議会が提供する仕組みにより電子マニフェストに加入したのは 45 団体、57 加入である。
(令和 4 年 1 月 26 日現在)
- ・協議会の会員が無料で電子マニフェストを利用できるサービスを提供することにより、これまで協議会に入会していなかった民間企業等の協議会への入会を促す目的で取組みを始めた。これまでに主に民間企業 27 者が電子マニフェストを利用したいということを理由に協議会に新たに入会しており、電子マニフェスト普及促進の取組みは協議会の新規会員の確保に寄与している。また、県内の 40 市町村のうち、13 市町村が協議会の仕組みにより電子マニフェストに加入しており、市町村の電子マニフェストの加入の促進に効果があったほか、これまで電子マニフェストを利用していない協議会会員の委託先の処理業者への電子マニフェスト利用促進の効果が見られた。
- ・電子マニフェストには興味はあるが、どのようにしたら良いかが分からぬという排出事業者に対して、協議会が電子マニフェストを容易に導入できるような環境を設けたことで、電子マニフェストを導入するきっかけを作ることができたのではないかと考えられる。

事例9 東京都 環境局

東京都環境局は（公財）東京都環境公社（以下「公社」という。）、（一社）東京都産業資源循環協会（以下「東産協」という。）と連携し、令和3年度から排出事業者に対して電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成し、認定する事業を実施する等、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

1. 取組みの概要・実績

○ 目的

- ・ 電子マニフェストの普及を通じて、排出事業者責任を徹底し不適正処理の防止を図るとともに、廃棄物処理業界におけるデジタルトランスフォーメーションを推進する。

○ 事業スキーム

- ・ 事業の実施に当たり、東京都環境局、公社、東産協の三者が協定を締結。
- ・ 三者で連携して、電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成、認定。
- ・ 認定されたアドバイザーが、電子マニフェスト未加入の排出事業者に対して、パソコン等を活用しながら、電子マニフェストの操作方法の説明や導入のメリット等の説明を行い、加入を促進。

○ 予算規模

- ・ 約1,000万円（令和3年度）

○ 実施期間

- ・ 令和3年度及び令和4年度の2カ年

○ 三者の役割

【東京都環境局】事業全体の進捗管理、事業実施のための必要経費の負担等

【公社】講習会等の実施によるアドバイザーの育成、事業実施に係る備品の調達及びアドバイザーへの貸与に係る調整等

【東産協】会員への本事業に係る周知、参加事業者の募集及び公社への推薦等

○ アドバイザーについて

- ・ アドバイザーは、優良な産業廃棄物処理業者を認定する東京都環境局の「第三者評価制度」により産廃エキスパートに認定された企業で、かつ東産協が推薦する協会員が対象。
- ・ 東産協から推薦された会員企業は、公社が開催する「電子マニフェスト普及促進事業アドバイザー育成講習会」（講習会は対面及びWEB形式で開催（図11））を修了することにより、東京都環境局から普及促進アドバイザーとして認定を受けることができる。認定後は、東京都環境局から認定証を交付される。（図12）
- ・ アドバイザー育成講習会では、アプローチすべきポイント等の共通認識を図るために、JWセンターからの講師による説明枠を設けた。

○ 取組実績

- ・ 令和3年度は21社の普及促進アドバイザーを認定し、令和3年12月末時点で、排出事業者約500社に対して普及促進活動を実施した。（普及促進活動の様子 写真7参照）

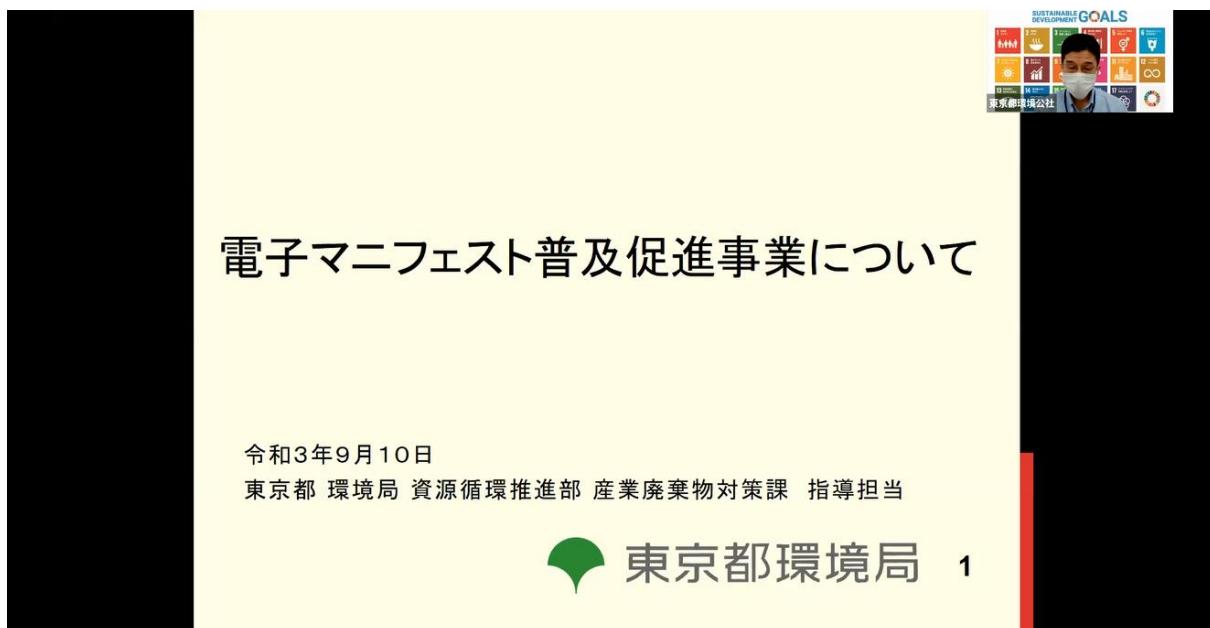


図 11 電子マニフェスト普及促進事業アドバイザー育成講習会の様子

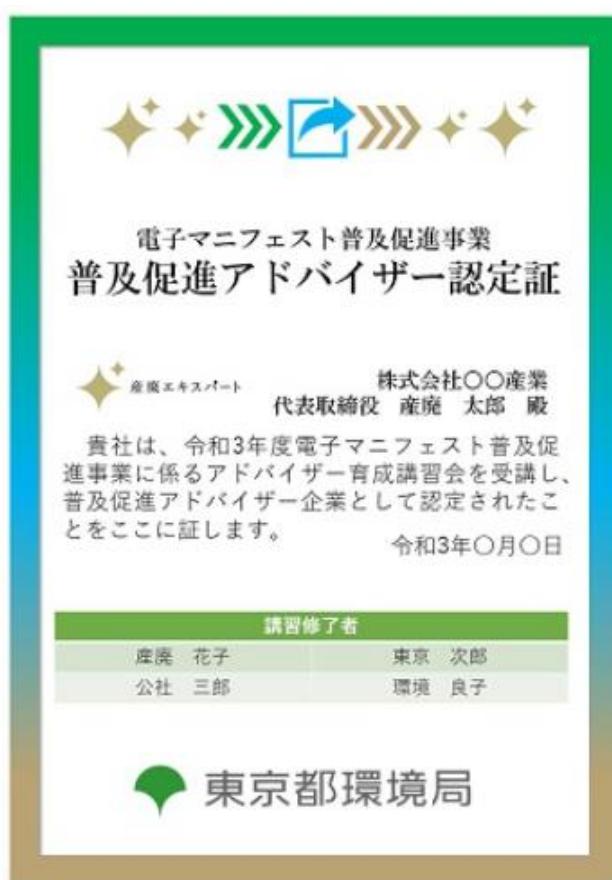


図 12 普及促進アドバイザー認定証



写真 7 普及促進活動の様子

2. 取組みを始めたきっかけ

- ・電子マニフェストには産業廃棄物の排出事業者責任を徹底し、不適正処理の防止に効果があることはもとより、デジタルトランスフォーメーションが推進されることにより、産業廃棄物行政の事務的な面等において、以下に示すメリットが期待されることから、普及促進の取組みを進めている。

① 監視業務の効率化・不適正処理の原因究明の迅速化

都は、通常時、排出事業者及び処理業者への立入検査等による規制指導を年間で数千件程度実施している。その際、電子マニフェストを使用している事業者であれば、廃棄物の処理状況についてマニフェストの記載内容との整合性をインターネット上で確認できる。特に解体現場等において、その場で紙マニフェストを確認することが難しい場合には、後日、マニフェストの写しの提出を求める等の対応が必要となるため、電子マニフェストが普及することで、マニフェストの記載内容を確認する時間が短縮され、その分立入件数を増やすことにつながる。

② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受付・集計に係る事務の簡素化

都は毎年 20 万件以上の事業場から報告を受けている。紙マニフェストを使用している事業者の場合は、報告様式の記入等に関する問合せ対応、報告書の受理の対応、集計のためのパソコンへの打込み等の作業が生じる。一方、電子マニフェストを利用している事業者の実績は JW センターから報告されるため、上記の作業が生じず、事務の負担軽減につながる。

③ 新型コロナウイルス感染症対策

電子マニフェストはデータの受渡しであるため、マニフェストが廃棄物とともに排出事業者・収集運搬業者・処分業者の間で直接、受渡しされることはない。在宅勤務にも対応でき、感染リスクを軽減するとともに、廃棄物処理の円滑な遂行に貢献できる。

- ・上記の他、東産協から東京都環境局あてに、令和 3 年度予算について、処理業者の事務の効率化・合理化を図るため、電子マニフェストの普及促進に関する要望があった。

3. 取組みを進めるにあたり苦労したこと

- ・普及促進アドバイザーになるための講習会について、排出事業者にどのような説明を行えば電子マニフェストの普及促進につながるか、講習内容の調整に苦慮した。現在は、先進的な導入事例の紹介に加え、JW センターが作成した電子マニフェストの導入に関するリーフレットを用いて、導入した際のメリットや、パソコンを用いた操作画面の説明を行う等、経営層向けにも実務者向けにも活用できる内容にしている。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する中で、普及促進アドバイザーが排出事業者を訪問することが難しくなったため、訪問以外の方法でも導入支援が行えないか、実施方法の調整を行う必要があった。現在は、メールや WEB 会議での周知など、普及促進アドバイザーが実情に応じて伝え方を創意工夫し、取り組んでいる。

4. 取組みの効果

- ・普及促進アドバイザーによる導入支援の結果、電子マニフェストを導入した排出事業者や、導入の検討を始めた排出事業者が増えている（実績数値は今後集計予定）。
- ・電子マニフェスト普及促進事業は官民連携で実施した事業のため、事業概要を東京都環境局のホームページ※や業界団体の機関誌に掲載することにより、電子マニフェストの導入に向けた機運が高まった。また、本事業のように官民連携で電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる例は少ないため、モデルケースとして他の自治体に参考にしていただいた。

※ 参照 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/e-manifest.html

5. 電子マニフェスト普及促進に係るその他の取組みについて

(1) 排出事業者及び処理業者向けの各種講習会における普及促進

- ・都内の排出事業者、処理業者を対象に、各種講習会を開催しており、講習会を通じて、受講者に、電子マニフェストの仕組みや導入のメリットを説明している。
- ・令和 3 年度の講習会への参加人数の実績は、排出事業者約 750 名、処理業者約 370 名である。

(2) 庁内職員に向けた契約適正化講習会における普及促進

- ・東京都環境局が毎年開催している庁内向けの契約適正化講習会において JW センターと連携し、都庁の各部署の廃棄物処理業務に携わる担当者等に対して、電子マニフェストの導入方法や利用方法等を説明している。

取組みのまとめ

- ・ 東京都環境局は公社、東産協と連携し、令和3年度から排出事業者に対して電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成し、認定する事業を認定する事業を実施。認定されたアドバイザーが、電子マニフェスト未加入の排出事業者に対して、パソコン等を活用しながら、電子マニフェストの操作方法の説明や導入のメリット等の説明を行い、加入を促進する。
- ・ アドバイザーは、優良な産業廃棄物処理業者を認定する東京都環境局の「第三者評価制度」により産廃エキスパートに認定された企業で、かつ東産協が推薦する協会員が対象。東産協から推薦された会員企業は、公社が開催する「電子マニフェスト普及促進事業アドバイザー育成講習会」を修了することにより、東京都環境局から普及促進アドバイザーとして認定を受けることができる。
- ・ 令和3年度は21社の普及促進アドバイザーを認定し、令和3年12月末時点で、排出事業者約500社に対して普及促進活動を実施した。
- ・ 電子マニフェストには、排出事業者責任を徹底し、不適正処理の防止に効果があることはもとより、デジタルトランスフォーメーションが推進されることにより、産業廃棄物行政の事務的な面等にも効果があると考える。具体的に「監視業務の効率化・不適正処理の原因究明の迅速化」、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受付・集計に係る事務の簡素化」、「新型コロナウイルス感染症対策」へのメリットが期待される。
- ・ 普及促進アドバイザーによる導入支援の結果、電子マニフェストを導入した排出事業者や、導入の検討を始めた排出事業者が増えている。また、官民連携で実施した事業のため、事業概要を東京都環境局のホームページや業界団体の機関誌に掲載することにより、電子マニフェストの導入に向けた機運が高まった。

事例 10 三重県 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

三重県では平成 24 年度からおおむね 10 年先を見据えた県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す戦略計画（総合計画）である「みえ県民力ビジョン」や、平成 23 年及び平成 28 年に定めた廃棄物処理計画において、廃棄物の適正処理と透明性の確保を図ることを目的としており、その取組みとして、環境技術指導員による排出事業者への訪問指導の実施や電子マニフェストシステム研修会の開催等により、電子マニフェストの普及促進に努めている。

1. 取組みの概要・実績

(1) 嘱託職員による排出事業者への訪問指導

- 平成 24 年度から地域機関 9ヶ所※に、計 7 名の環境技術指導員を配置し、管内の排出事業者に対して、電子マニフェストの使用促進や優良産廃処理業者への委託の促進について、個別訪問し、普及啓発を実施している。
※ 桑名地域防災総合事務所、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、伊賀地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局、紀北地域活性化局、紀南地域活性化局
- 環境技術指導員は、排出事業者責任の徹底にかかる取組の促進を図るため、一般からの公募により採用した会計年度任用職員で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく指導等の権限は有していない。
- 表 1 に示すとおり、数年ごとに、異なる事業所を環境技術指導員の訪問対象としている。令和 3 年度は、廃棄物処理法で定める多量排出事業者を環境技術指導員の訪問対象としている。

表 1 訪問対象の事業者

平成 24～27 年度	前年度の産業廃棄物の発生量が 500 t 以上である事業場を設置している排出事業者
平成 28～令和 2 年度	紙マニフェストを年間 100 枚以上使用する排出事業者
令和 3 年度～	多量排出事業者

- 令和 2 年度の訪問実績は、914 回であった。

(2) 電子マニフェストシステム研修会の開催

- 平成 23 年度から、県が主催する電子マニフェストシステム研修会を県内 4ヶ所で開催している。当初は、講師を JW センターから招き、県内 3ヶ所で実施していたが、現在は、研修会の開催を（一社）三重県産業廃棄物協会に委託し、運営及び講師（電子マニフェストインストラクタ）とともに同協会の職員により実施している。
- 研修会は電子マニフェストの基本的な操作方法を習得する基礎編、実務的な操作方法を習得する応用編、基礎編と応用編を合わせたものがある。令和 3 年度は計 21 回の操作研修会を開催しており、総参加者数は 163 人であった。

表2 令和3年度の電子マニフェスト操作研修会の開催実績

研修会の種類	回数
基礎編	16回
応用編	4回
基礎+応用編	1回
合計	21回



写真8 電子マニフェスト操作研修会実施の様子

(3) 電子マニフェストに係る料金の助成

- 県内に事業所を設置する排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象として、平成23年4月～平成25年12年までの間に、電子マニフェストの新規加入時に事業者が支払う必要があった加入料（3,000円、税別）を県が助成する制度を実施していた。制度の実施期間における助成実績は、計340件であった。なお、平成26年1月にJWセンターが電子マニフェストの加入料を廃止したことにより、県が電子マニフェスト加入料を助成する制度を廃止した。

表3 電子マニフェストシステムの加入料助成の実績

年度	件数
平成23年度	75件
平成24年度	167件
平成25年度(4～8月)	98件
合計	340件

- 県内の事業者で、電子マニフェストに新規加入し、平成28年6月～平成29年2月までに使用開始手続きを行った事業者に対し、B料金の基本料（平成28年度分）の助成を実施し、計96件への助成を行った。

(4) 県自らの電子マニフェストの使用促進

- ・ 県内の事業者に電子マニフェストの使用を促すには、県自らも率先して電子マニフェストを使用するべきとの観点から、県自らが排出する産業廃棄物の電子マニフェスト使用に取り組んだ。環境部局の名義で、電子マニフェストに加入し、各部局にサブ ID を割り振った。県の各部局への電子マニフェストの操作方法の周知等は、電子マニフェスト操作研修会や地域機関の環境技術指導員を通じて行っている。

2. 取組みの予算規模

- ・ 取組みの予算は法定外目的税（産業廃棄物税）から計上している。
- ・ 環境技術指導員の人工費や研修会開催費等の費用は年間約 3,200 万円である。

3. 取組みを始めたきっかけ

- ・ 三重県では廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者等により措置命令が履行されない特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業 4 事業について、生活保全上の支障等の除去のため行政代執行を実施してきた。このことから、不適正処理の未然防止という観点から廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の周知徹底を図り、排出事業者のより積極的な産業廃棄物の適正処理への取組を推進しており、そのなかで、紙マニフェストに比べてより遵法性や透明性の高い電子マニフェストの普及促進を図ることで不適正処理の未然防止につながると考えられたことから、電子マニフェストの普及促進の取組みに着手した。

4. 取組みを進めるにあたり苦労したこと

- ・ 電子マニフェスト操作研修会を開始した当初は、研修会の参加者を集めることに苦労した。環境技術指導員が排出事業者への訪問の際に、研修会日程等を周知し、研修会への参加を促すことを続けた。また、研修会の参加に消極的な排出事業者や、研修会に参加しても、その後、電子マニフェストの導入が進まない排出事業者に対しては、環境技術指導員が、根気強く電子マニフェストのメリットを伝え、研修会への参加を促す等の取組みを続けた。
- ・ どのような形で電子マニフェスト普及促進を行えば、県内の事業者の電子マニフェスト普及促進につながるのかを確立するのに苦労した。これまで、電子マニフェスト普及促進のための様々な試みを行い、最終的に、現在の普及方策（環境技術指導員による訪問指導と操作研修会の開催）に行き着いた。電子マニフェスト普及促進という観点から、現在の普及方策は一定の効果があると考えている。
- ・ 電子マニフェストの普及促進が産業廃棄物の不適正処理の防止につながると考えて、取組みを進めたが、県内の産業廃棄物の不適正処理は無くなっていない状況にある。電子マニフェストの普及により、排出事業者による産業廃棄物の適正処理の意識向上につながっていると考えられるが、電子マニフェストの普及が、産業廃棄物の不適正処理の抑止にどの程度の効果があったのかを把握するのが難しい。

5. 取組みの効果

- 平成 22 年度には 27.9% であった電子マニフェストの活用率※が、令和 2 年度には 73.6%（速報値）まで増加した。

※ 活用率 (%) = (県内の電子マニフェストの登録件数) / (県内で登録・交付された電子・紙マニフェストの総数) × 100

表 4 平成 22 年度～令和 2 年度の電子マニフェスト活用率の推移

単位 : %

年度	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2
実績	27.9	29.8	31.4	34.1	43.0	49.5	55.5	61.1	65.8	69.7	73.6*

※ 令和 2 年度実績は速報値を示している。

6. 電子マニフェストデータ等の活用

(1) 県内搬入状況の解析データ等を活用した指導等による不適正処理防止の取組み

- 県内で過去に発生した不適正処理事案を調査したところ、近隣で処理することが望ましい産業廃棄物が遠方から県内に搬入されていた。このため、産業廃棄物の移動距離に着目し、電子マニフェストデータ等から移動や処理に関する情報を集約・解析し、県内の排出事業者や処理業者の効率的な指導等に活用することで、不適正処理の防止につなげる取組みを行った。

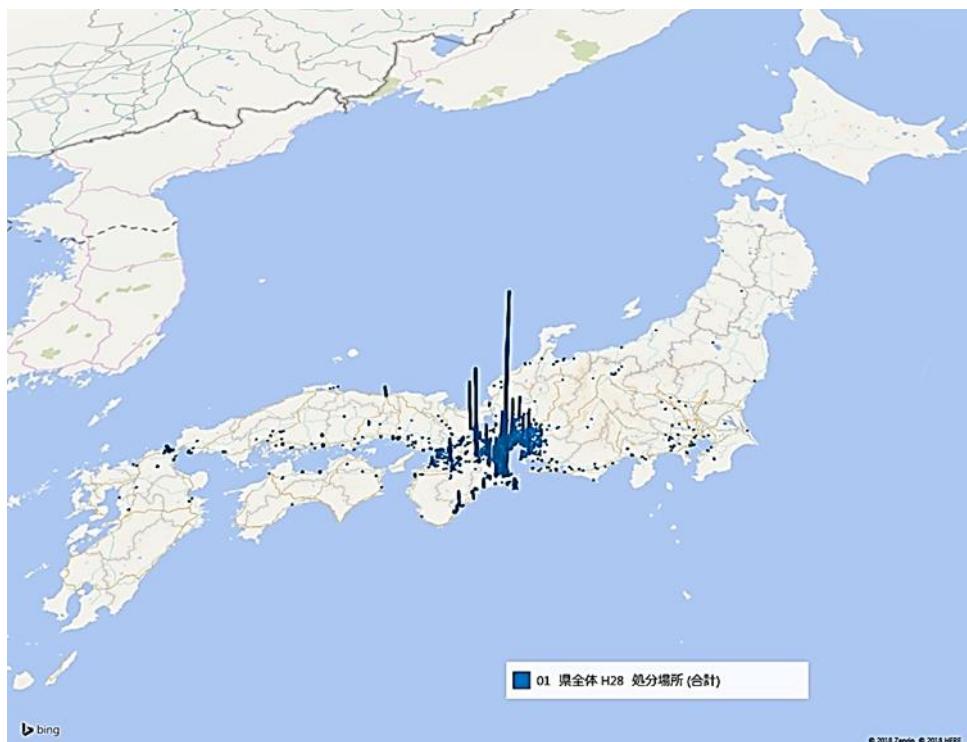


図 13 県内で発生した産業廃棄物の処分場所と処分量の見える化（平成 28 年度実績）

注 処理された場所に棒が立っており、処理量が多いほど棒が長い。

- ・具体的な集約・解析内容及び活用方法は以下の①～③のとおり。
- ① 県内の事業者が排出した産業廃棄物の処理先までの距離を解析した（図 14）。比較的近距離で処理することが望ましいがれき類等を遠方の処理施設に委託処理した排出事業者に対して、適正処理の推進や運搬に伴う温室効果ガス排出削減の観点から、チラシ配布等の啓発活動を行った。

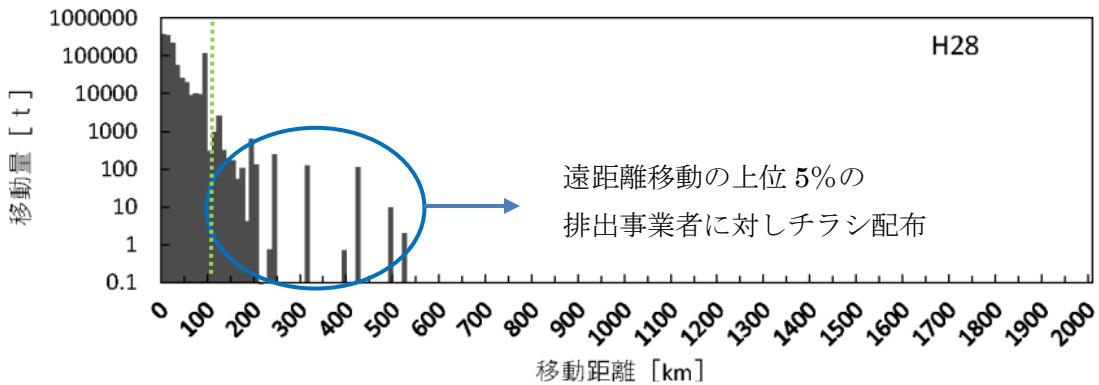


図 14 県内で発生したがれき類の移動量と移動距離（平成 28 年度実績）

- ② 県内処理業者が受け入れた産業廃棄物の排出場所からの距離を解析し、遠方から搬入された産業廃棄物に対して監視指導の頻度を高めた。監視指導の対象は、産業廃棄物の種類別に受け入れる産業廃棄物の移動距離と受入量を集計し、移動距離が平均移動距離の 3 倍を超える廃棄物を対象とした（図 15）。

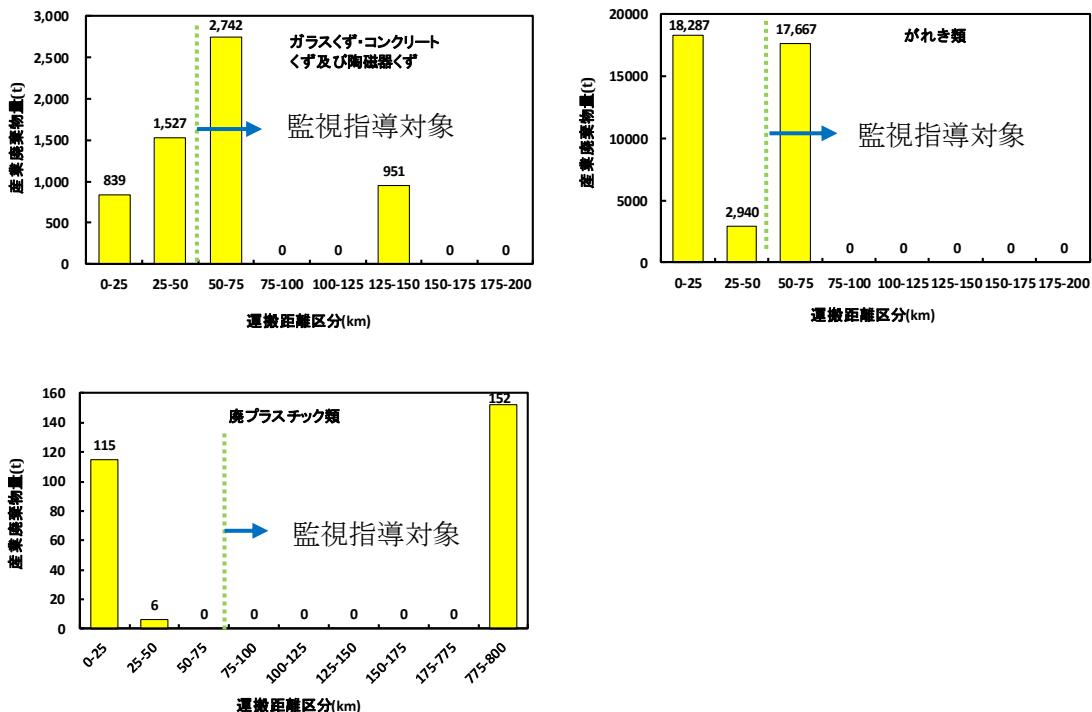


図 15 処理業者（A 社）が受け入れた産業廃棄物の移動距離と受入量（平成 27 年度実績）

- ③ 県の環境総合情報システムに登録されている処理業者の許可番号と許可品目を電子マニフェストデータの許可番号、廃棄物の種類と整合チェックし、許可品目外の産業廃棄物の処理がないか確認する。許可品目外の産業廃棄物の処理がある場合、指導を行う。
- ・ 上記①～③のデータ集約・解析に要する予算は、年間約 100 万円である。

(2) 保管状況等の見える化による産業廃棄物処理の安全・安心の確保

- 平成 28 年度には、排出事業者責任を徹底するとともに産業廃棄物処理の安全・安心の確保のため、県内の産業廃棄物処理業者の協力のもとに、保管状況（処理前保管量が保管上限を超えていないか）と日々の処理量（処理能力を超えて処理を行っていないか）の見える化及び外部公開をモデル事業として実施し、処理の透明性の向上に取り組んだ。排出事業者が搬出前に処理先の保管量に余裕があるか等を確認し、適正に処理できる状況にあるかを判断するのに活用されている。

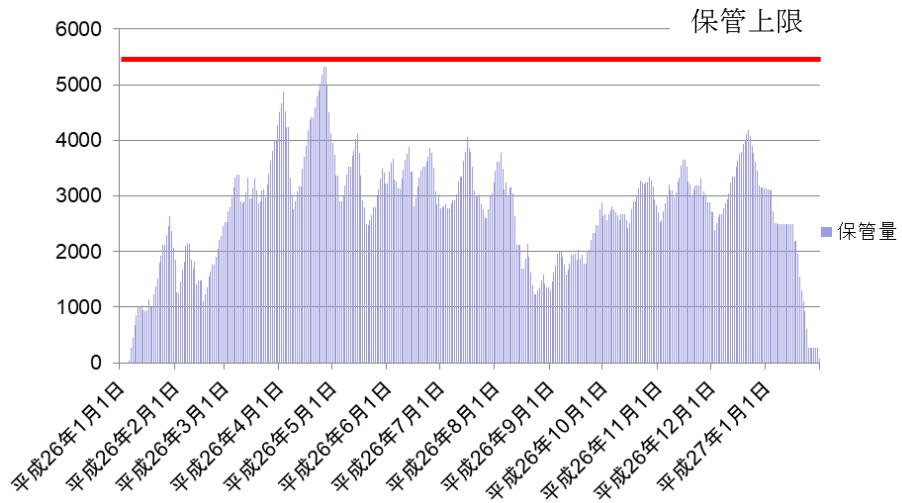


図 16 産業廃棄物処理施設における処理前保管量の年間推移

取組みのまとめ

- ・ 平成 24 年度より一般からの公募により採用した環境技術指導員を地域機関 9ヶ所に配置し、管内の排出事業者に対して、電子マニフェストの使用促進や優良産廃処理業者への委託の促進について、個別訪問し、普及啓発排出事業者への個別訪問を実施している。
- ・ 平成 23 年度から、県が主催する電子マニフェストシステム研修会を県内 4ヶ所で開催している。研修会は電子マニフェストの基本的な操作方法を習得する基礎編、実務的な操作方法を習得する応用編、基礎編と応用編を合わせたものがある。令和 3 年度は計 21 回の操作研修会を開催しており、総参加者数は 163 人であった。
- ・ 紙マニフェストに比べてより遵法性や透明性の高い電子マニフェストの普及促進を図ることで不適正処理の未然防止につながると考えられたことから、電子マニフェストの普及促進の取組みに着手した。平成 22 年度には 27.9% であった電子マニフェストの活用率が、令和 2 年度には 73.6%（速報値）まで増加した。

第3章 産業廃棄物の適正処理の取組みの各段階におけるポイント

本章では、第1章を踏まえて、公務（庁舎管理部門、上下水道部門）から排出される産業廃棄物について、図17に示す産業廃棄物の委託処理の各段階における適正処理の取組事例のポイントをまとめた。

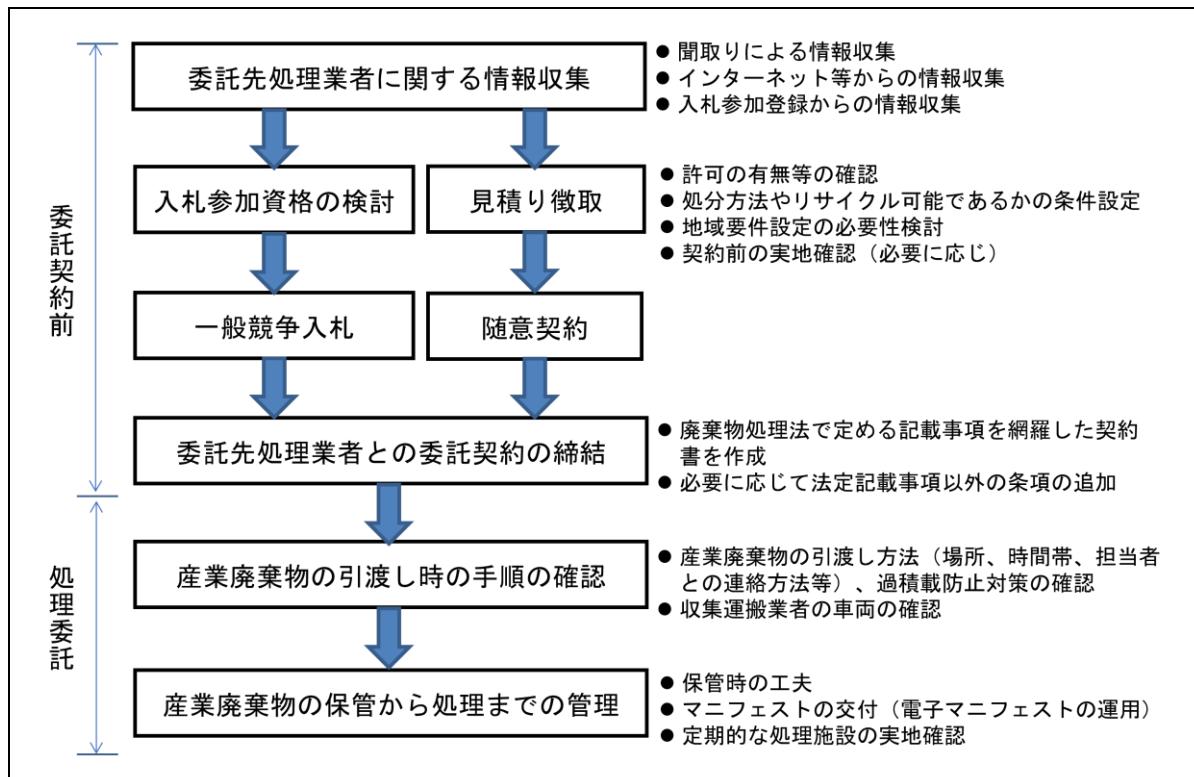


図17 委託処理における取組みの流れ

1. 委託先処理業者に関する情報収集

- ・ 入札参加登録の情報や、産業廃棄物処理業の許可主体の自治体環境部局、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、「優良さんぱいナビ」から、許可の有無、許可品目等の情報を収集する。

<取組み事例（主な情報収集方法）>

各所への確認

- 環境部局に処理業者の情報を聞き取っている。
- 処理業者の入札参加資格登録の情報を確認している。
- 新規委託先処理業者の検討にあたり、府内の別の部署に委託先候補との取引実績があれば担当者から情報を聞き取っている。

インターネット等からの情報収集

- 環境省の「産業廃棄物処理業者情報検索システム」や、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、「優良さんぱいナビ」から、委託先の産業廃棄物処理

業の許可の有無、許可品目、処理方法、優良産廃処理業者であるか等の情報を確認している。

- 処理業者のホームページで公開情報を確認している。

2. 入札参加資格の検討、見積り微収

- ・ 産業廃棄物の委託先処理業者の選定方法（一般競争入札や随意契約等）を決定する。決定した方法に基づく手続きを経て、委託先処理業者を決定している。
- ・ 産業廃棄物処理業務委託標準仕様書でリサイクルを徹底することを記載しており、リサイクルが可能な処理業者であることを選定条件としている。
- ・ 地域要件設定の必要性を検討している。
- ・ 委託契約前に独自に作成したチェックリスト等を用いた実地確認を実施し、委託する産業廃棄物を適正に処分することができる施設であることを確認している。

<取組み事例（主な選定基準）>

- 産業廃棄物処理業許可証の許可期限、許可品目、処理能力、許可エリア等の情報から委託が可能か確認する。
- リサイクル可能な処分業者を優先して選定する。
- 電子マニフェスト加入者であることを必須条件とする。
- 収集運搬業者については、下水汚泥を積み込むことができるクレーンが付いたトラックを保有していることや、臭気防止のため蓋付の車両を保有していることを選定時の必須条件とする。
- 委託契約中の処理業者に対して、定期的に実地確認を実施する。（実地確認の対象や頻度の例は以下のとおり）

<定期的な実地確認の対象（例）>

- ・ 委託契約を締結している処分業者（中間処理業者、または中間処理施設と最終処分場の両方を有する業者）
- ・ 委託契約を締結している収集運搬業者（積替保管施設を経由する収集運搬業者）

<定期的な実地確認の頻度（例）>

- ・ 委託契約前後で 2 回（優良産廃処理業者であることが確認できれば契約後の実地確認は免除）
- ・ 廃棄物を引き渡す際や、事前打合せ時、処分業者への実地確認時に、収集運搬に係る状況を確認する。

<実地確認の重点チェックポイント（例）>

共通事項（収集運搬、処分）

- ✓ 許可証の確認（許可期限、産業廃棄物の種類、処理方法、処理能力等）を確認する。
- ✓ 処理工程、産業廃棄物の保管状況、処理基準に沿って処理されているかどうかを確認する。
- ✓ 廃棄物が過剰に保管されていないことを確認する。
- ✓ 産業廃棄物が整理整頓されているかを確認する。
- ✓ 廃棄物処理法で規定する掲示板や囲いが設置されていることを確認する。

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員の対応が適切であることを確認する。 ✓ 近隣住民から苦情がないことを確認する。
処分施設 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設が順調に稼働しているか、メンテナンスが適切に行われているか等を確認し、今後も、産業廃棄物を搬入することができるかを確認する。 ✓ 最終処分場の実地確認の際には残余年数を確認する。 ✓ 委託先処分業者が資源化を行っている場合は、製品の販売実績（販売先、利用状況等）を確認する。
収集運搬 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 車両に不要なものが積まれていないことや、過積載がないことを確認する。 ✓ 積替保管施設があれば産業廃棄物の保管状況を確認する。

3. 一般競争入札、随意契約

- ・ 一般競争入札や随意契約等により産業廃棄物の処理業務の発注を行っている。

4. 委託先処理業者との委託契約の締結

- ・ 入札等の必要な手続きに基づいて、選定した委託先処理業者と、産業廃棄物処理委託契約を締結する。
- ・ 廃棄物処理法に定める記載項目（委託する産業廃棄物の種類、数量、契約期間、処理料金等）を網羅した産業廃棄物処理委託契約書を作成している。
- ・ 委託契約書には、廃棄物処理法の法定記載事項のほか、反社会勢力の排除、支払条件、情報セキュリティ等の条項を追加している。

5. 産業廃棄物の引渡し時の手順

- ・ 収集運搬業者とは委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡し方法、積込み手順、過積載の防止対策について事前に打合せを実施している。

6. 電子マニフェストの利用

(1) 電子マニフェストの運用方法

- ・ 環境部局が電子マニフェストに加入し、各排出部署にサブ ID を割り振ることで電子マニフェストの入力等の操作を行っている。
- ・ 収集運搬業者に引き渡した当日に、電子マニフェストの本登録の操作を行っている。
- ・ 処理終了報告をマニフェスト情報の照会画面から確認している。
- ・ 下水道の運転管理業務を外注しており、委託事業者の複数の現場担当者で電子マニフェストの入力作業と入力内容の確認作業を行い、最後に自治体の管理課が排出事業者として確認することで電子マニフェストを運用している。

- ・ 庁内の担当者に向けて電子マニフェストの運用に関する説明会を開催している。

(2) 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの利用に率先して取り組むために電子マニフェストの利用を開始した。
- ・ 産業廃棄物の排出量が多いため、電子マニフェストを利用することで事務処理の負担を軽減する目的で導入した。
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成による事務の回避等の事務負担軽減を目的として導入した。

(3) 電子マニフェスト導入の効果

- ・ 電子マニフェストを導入したことにより、マニフェストの法定記載事項の記入漏れがない、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれにおいて登録内容を確認できることで、データの透明性が確保される等、法令遵守の観点で効果があった。
- ・ マニフェストの記載内容の確認・修正が容易にできるようになった。
- ・ 電子マニフェストの「パターン登録機能」を使用しているため、異動等により、電子マニフェストの操作担当者が変更した場合も、戸惑うことなく電子マニフェストの操作を行うことができた。
- ・ 下水道の運転管理業務を外注しているが、排出事業者と委託事業者の両者がリアルタイムで産業廃棄物の処理状況を確認できるため、処理業者からの問合せ等に即時、適切な対応を行うことができる。
- ・ 電子マニフェストデータを収集運搬業者、処分業者への処理費用委託料の支払い等の経理業務に活用している。
- ・ 排出事業者として産業廃棄物を委託処理する場合はすべて電子マニフェストを利用している。

7. その他適正処理の取組み

(1) 排出時の取組み

- ・ 廃棄物を排出する際は、ごみ袋に排出部署名を記入することとしており、誤った方法で分別が行われていた場合には、どの部署が排出したものであるかがすぐに確認できるようにしている。

(2) 緊急時の対応

- ・ 施設のメンテナンスや故障、委託先処理業者の行政処分や施設の故障、自然災害等で急遽、委託ができない場合に備え、複数の委託先と契約している。

第4章 参考資料リンク集

【環境省】

- 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」、環境省
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>
- 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」により示された「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」、環境省（平成29年6月）
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>

【自治体】

- 岡山県環境保健センター
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/185/>
- 岡山県循環型社会推進課
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>
 - ・電子マニフェスト導入実務説明会（Web 説明会）の開催について、岡山県循環型社会推進課
<https://www.pref.okayama.jp/page/695026.html>
- 豊田市
<https://www.city.toyota.aichi.jp/index.html>
 - ・廃棄物対策課
<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/kankyou/1004489.html>
- 埼玉県企業局
<https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/gaiyo/soshiki/kigyo/index.html>
- 関市基盤整備部下水道課
<https://www.city.seki.lg.jp/category/4-27-5-0-0.html>
- 千葉県江戸川下水道事務所
<https://www.pref.chiba.lg.jp/gs-edogawa/index.html>
- 大阪市環境局
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>
 - ・電子マニフェストの使用促進に取り組んでいます、大阪市
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000472876.html>
- 静岡県交通基盤部
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/>
- あおもり循環型社会推進協議会
<http://www-aosanpaikyou.or.jp/junkankyou>
- 東京都環境局
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>
 - ・電子マニフェスト普及促進事業について、東京都環境局
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/e-manifest.html

- 三重県廃棄物・リサイクル課
<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/>
 - ・ 廃棄物とリサイクル
https://www.pref.mie.lg.jp/s_kurashi/kankyo/ci300000423.htm

【JW センター】

- 産廃適正処理に係る業種別事例集
https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/jireishu_gyoushu.html
- JWNET（廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト）
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- 産業廃棄物処理関連リンク集
<https://www.jwnet.or.jp/link/index.html>
- 電子マニフェスト業種別活用事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/press/index.html>
- JW センター機関誌
<https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/index.html>
 - ・ H27 秋号（岡山県）
https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/10/JW2015_10_p18-19.pdf
 - ・ H20 秋号（豊田市）
<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190321112718.pdf>
 - ・ R2 年冬号（JW 座談会 下水道事業における電子マニフェストの利用促進について）
https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/01/kikansi_202001_p08_20.pdf
 - ・ R3 年秋号（大阪市）
https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2021/10/kikansi_202110_p24_26.pdf
 - ・ H22 冬号（静岡県）
<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190321112559.pdf>
 - ・ H23 冬号（三重県）
<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190321112847.pdf>
 - ・ H28 春号（三重県）
https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/10/JW2016_04_p20-21.pdf
 - ・ R1 年冬号（JW 座談会 電子マニフェストの明日を語る（自治体））
https://www.jwnet.or.jp/assets/pdf/info/kikansi/JW2019_01p16-26.pdf

【その他】

- 産業廃棄物処理業者検索「さんぱいくん」、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
<http://www2.sanpainer.net/zyohou/index.php>

業種別事例集作成委員会 委員名簿

<委員>

氏名	所属・役職
内野 大作	公益財団法人岡山県環境保全事業団環境事業部 部長
神谷 武志	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 産業廃棄物係長
○ 北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
近藤 理史	豊田市環境部廃棄物対策課 課長
中島 秀一	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 課長
松本 高明	三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課廃棄物政策班 課長補佐兼班長
山本 雅資	東海大学政治経済学部経済学科 教授

○ 委員長

<オブザーバー>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

<事務局>

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【A ランク】のみを用いて作製しています。